平生町告示第５８号

令和８年第２回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和８年２月２４日

平生町長　浅本　邦裕

１　期　日　　令和８年３月６日

２　場　所　　平生町議会議場

○開会日に応招した議員

原　　真紀さん	長尾　忠明君
中村　一幸君	中本　敦子さん
中川　裕之君	河藤　泰明君
岩本ひろ子さん	河内山宏充君
平岡　正一君	細田留美子さん
中村　武央君	

○応招しなかった議員

令和８年　第２回（定例）平 生 町 議 会 会 議 録（第１日）

令和８年３月６日（金曜日）

議事日程（第１号）

令和８年３月６日　午前９時００分開会

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　諸般の報告

日程第４　行政報告

日程第５　議案第２号　令和７年度平生町一般会計補正予算

日程第６　議案第３号　令和７年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算

日程第７　議案第４号　令和７年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算

日程第８　議案第５号　令和７年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

日程第９　議案第６号　令和７年度平生町下水道事業会計補正予算

日程第10　議案第７号　令和８年度平生町一般会計予算

日程第11　議案第８号　令和８年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算

日程第12　議案第９号　令和８年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算

日程第13　議案第１０号　令和８年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算

日程第14　議案第１１号　令和８年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第15　議案第１２号　令和８年度平生町下水道事業会計予算

日程第16　議案第１３号　平生町議会議員及び平生町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

日程第17　議案第１４号　平生町奉仕活動事故見舞金支給条例を廃止する条例

日程第18　議案第１５号　平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第19　議案第１６号　平生町基金条例の一部を改正する条例

日程第20　議案第１７号　平生町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

日程第21　議案第１８号　平生町老人憩の家及び老人作業所設置条例の一部を改正する条例

日程第22　議案第１９号　平生町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第23　議案第２０号　平生町火入れに関する条例の一部を改正する条例

日程第24　議案第２１号　平生町営住宅条例の一部を改正する条例

日程第25　議案第２２号　債権の放棄について

日程第26　議案第２３号　公の施設に係る指定管理者の指定について

日程第27　議案第２４号　阿多田公園及び名切オリーブファームの一部に係る指定管理者の指定について

日程第28　一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

日程第29　委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第２　会期の決定

日程第３　諸般の報告

日程第４　行政報告

日程第５　議案第２号　令和７年度平生町一般会計補正予算

日程第６　議案第３号　令和７年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算

日程第７　議案第４号　令和７年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算

日程第８　議案第５号　令和７年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

日程第９　議案第６号　令和７年度平生町下水道事業会計補正予算

日程第10　議案第７号　令和８年度平生町一般会計予算

日程第11　議案第８号　令和８年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算

日程第12　議案第９号　令和８年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算

日程第13　議案第１０号　令和８年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算

日程第14　議案第１１号　令和８年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第15　議案第１２号　令和８年度平生町下水道事業会計予算

日程第16　議案第１３号　平生町議会議員及び平生町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

日程第17　議案第１４号　平生町奉仕活動事故見舞金支給条例を廃止する条例

日程第18　議案第１５号　平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第19　議案第１６号　平生町基金条例の一部を改正する条例

日程第20　議案第１７号　平生町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

日程第21　議案第１８号　平生町老人憩の家及び老人作業所設置条例の一部を改正する条例

日程第22　議案第１９号　平生町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第23　議案第２０号　平生町火入れに関する条例の一部を改正する条例

日程第24　議案第２１号　平生町営住宅条例の一部を改正する条例

日程第25　議案第２２号　債権の放棄について

日程第26　議案第２３号　公の施設に係る指定管理者の指定について

日程第27　議案第２４号　阿多田公園及び名切オリーブファームの一部に係る指定管理者の指定について

日程第28　一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

日程第29　委員会付託

出席議員（１１名）

１番　原　　真紀さん	２番　長尾　忠明君
３番　中村　一幸君	５番　中本　敦子さん
７番　中川　裕之君	８番　河藤　泰明君
９番　岩本ひろ子さん	10番　河内山宏充君
11番　平岡　正一君	12番　細田留美子さん
13番　中村　武央君	

欠席議員（なし）

欠　　員（１名）

事務局出席職員職氏名

局長　重歳　征二君　　書記　宮地　恵三君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……	浅本　邦裕君	副町長 ……	友田　　隆君
教育長 ……	中本　　稔君	会計管理者 ……	金岡　泰史君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ……			中尾　和正君
地域振興課長 ……	星出　一明君	デジタル推進課長 ……	横田　佳幸君
町民福祉課長 ……	淵上万理子さん	税務課長 ……	三宅　秀昭君
健康保険課長 ……	久保　秀幸君		
産業課長兼農業委員会事務局長 ……			吉岡　文博君
建設課長 ……	伊藤　正晴君	環境政策室長 ……	山本　和也君
学校教育課長 ……	吉本　敏行君	社会教育課長 ……	岡本　治典君
総務課財務班長 ……	山本　順一君		

午前９時００分開会・開議

○議長（中村　武央君）　ただいまの出席議員は１１名であります。定足数に達しておりますので、令和８年第２回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

―――――――――――・―――・―――――――――――

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（中村　武央君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則１１６条の規定により、議長において原真紀議員、長尾忠明議員を指名いたします。

―――――――――――・―――・―――――――――――

日程第２．会期の決定

○議長（中村　武央君）　日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から３月１８日までの１３日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は１３日間と決しました。

―――――――――――・―――・―――――――――――

日程第３．諸般の報告

○議長（中村　武央君）　日程第３、諸般の報告をいたします。

お手元に配付しております議会日誌のほか、議員派遣報告、地方自治法第２３５条の２第３項の規定による例月出納検査の結果報告並びに地方自治法第１９９条第９項の規定による令和７年度財務監査報告、地方自治法第１２１条第１項の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者、及び委任を受けた者の職氏名の報告をもって、諸般の報告といたします。

―――――――――――・―――・―――――――――――

日程第４．行政報告

○議長（中村　武央君）　日程第４、行政報告を行います。

まず、町長に行政報告を求めます。浅本町長。

○町長（浅本　邦裕君）　議員の皆さん、おはようございます。

１月は行く、２月は逃げる、３月は去るの例えのとおり、正月からあっという間に時が過ぎ、

もう年度末、３月を迎えております。

特に今年は総選挙が行われたことから例年にも増して慌ただしい期間となりました。

地球温暖化がいわれて久しいですが、そのことを実感するような暖かい日が２月にはございました。先日、桜の開花予報が発表されておりましたが全国的に平年よりも早くなるようです。山口県では標本木がある下関市の開花予想日は３月２３日、満開予想日は４月１日とのことで、日ごとに春が近づいてくるのが感じられる今日この頃であります。

そうした中、令和８年第２回平生町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様全員の御出席をいただきお礼を申し上げます。

それでは行政報告に入ります前に本定例会に提案しております令和８年度当初予算の予算編成の背景となりました経済の状況などについて触れてみたいと思います。

政府は１月に閣議決定した令和８年度の政府経済見通しにおいて、所得環境の改善が進む中で個人消費が増加するとともに、危機管理投資・成長投資の取組が進展する中で、設備投資も増加するなど、引き続き国内需要中心の経済成長となることが期待される。実質ＧＤＰ成長率は１．３％程度、名目ＧＤＰ成長率は３．４％程度、消費者物価は１．９％程度の上昇率になると見込まれるとしています。

ただし、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとしています。

そうした中で国会に提出された令和８年度の政府予算案は一般会計の歳出総額が１２２兆３，０９２億円で、当初予算としては４年連続で１１０兆円を超えるとともに過去最大を更新しています。社会保障費や防災関係費、国債費の増加が主な要因となっています。

地方交付税交付金等も税収の増加を受けて、２０兆８，７７８億円と、２兆５０億円増加しています。

この政府予算案については、高市首相は年度内である３月中の成立を目指しておりますが、総選挙により予算審議の時間が例年に比べて不足することから野党は反発しており、今後の情勢について注視しているところです。

続いて、県の予算についてです。山口県は、２月２４日に令和８年度当初予算案を発表いたしました。一般会計の総額は７，８６２億９，５００万円で、今年度当初予算に比べて約４６５億円、率にして６．３％の増加となっております。

高校の授業料無償化などへの対応の影響によるもので、３年ぶりの増額編成です。物価高対策と賃上げ支援には９０億円が計上され、成長と安心の好循環の実現に向けた取組を始動する予定となっています。

次に本町の予算編成について申し上げます。令和８年度は第五次平生町総合計画の６年目であ

り、後期実行計画・第３期総合戦略の初年度に当たります。町の将来像「自然豊かな活気あふれる　幸せのまち　平生」の実現に向けて、５つの基本目標の達成に向けた施策の着実な推進に加えて、住民が安心して暮らすことができる持続可能なまちづくりに向けて、地域防災力の向上をはじめ、子ども・子育て政策の推進、デジタル化や脱炭素化などの課題に対して、迅速かつ的確に対応していかなければなりません。

これらのことから、令和８年度の予算編成テーマを「子どもの未来につなぐ安心のまちづくり」と定めて、地域防災力の強化、子ども・子育て政策の推進、地域資源を活用した地域ブランド戦略の３つを重点施策事業と位置づけ、予算編成を行いました。

資料としてお示しした令和８年度当初予算の概要では、令和８年度に取り組む主な事業について、総合計画で定めました５つの基本目標ごとに整理をしております。

まずは１つ目の基本目標「魅力と活気あふれるまちづくり」では、これまで取り組んできたオリーブ事業の新たなステージでの展開に取り組むとともに、引き続き関係人口創出に向けた施策に取り組んでまいります。

また、公共交通を補完する新たな移動サービスである公共ライドシェアの実証運行事業に取り組んでまいります。

２つ目の基本目標「ひとが輝くまちづくり」では、子育て支援として、新たにこども誰でも通園制度に取り組むとともに妊産婦の支援に引き続き取り組んでまいります。

また、中学校部活動の地域展開に向けた新たな事業を実施するほか、引き続き学校給食費の無償化に取り組み、安心して子育てができる環境を整えてまいります。

３つ目の基本目標「生涯安心なまちづくり」では、住み慣れた地域での自立した生活を支援するため、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定に取り組みます。

４つ目の基本目標「安全で快適に暮らせるまちづくり」では、避難所の環境改善のためスポットクーラーなど新たな防災用品の備蓄に取り組むほか、防災公園等整備事業の庁舎建設に着手いたします。

最後、５つ目の基本目標「未来へつなぐまちづくり」では、引き続き自治体ＤＸに取り組むこととしており、自治体情報システム標準化事業に取り組むほか公共施設利用者の利便性の向上のため公共施設予約サービスを導入いたします。

それぞれ個別の内容につきましては、後ほど新年度予算のところで御説明させていただきます。

次に１２月定例会以降の諸般のことを中心に行政報告として触れてみたいと思います。令和８年の年明けは、天候にも恵まれ穏やかなものでありました。今年も１月４日に消防出初式を開催いたしました。毎年県下トップをきって行うこの消防出初式ですが、今年も平生町消防団の堂々たる行進と日頃の訓練の成果を発揮した一斉放水を見せていただき、頼もしく感じたところ

でございます。

続きまして、オリーブの特産品化について報告いたします。

かねてから議員の皆様方にはお伝えしておりましたとおり、昨年末の１２月２７日に平生町産オリーブを１００％使用したオリーブオイル「ひらおリーブ」を観光協会から発売することができました。

それに先駆け、２６日には県知事のもとを訪れて、オリーブオイルとイタリアーノひらおのＰＲを行ってまいりました。知事にはオリーブオイルを大変気に入っていただき、自身のインスタグラムで紹介していただくなどイタリアーノひらおを大いにＰＲしていただいたところでございます。

その甲斐もあってか、３６０本余り製作したオリーブオイルは、既に３００本以上が売れており、来年度には売切れとなる見込みと伺っております。

また、少し遅れて田布施農工高等学校の協力を得て作製したパスタソース「さっぱりバジルオイル」も販売することができ、それぞれ新たな町の特産品として皆様方に長く親しまれることを願っております。

こうした取組が、町内の活性化に少しでも結びついてくれればと願っておりますし、これら特産品がイタリアーノひらおの看板の一つとして、今後の振興の後押しになってくれればと思っております。

次に、「イタリアーノひらおフェスタ　アンド　メルカート・ディ・パエーゼ」について、御報告いたします。

このイベントにつきましては、ひらおの魅力づくり推進協議会と平生町、一般社団法人コレガーレひらおの共催によりまして、イタリアーノひらおシティプロモーション事業の一環である「メルカート・ディ・パエーゼ」とイタリアーノひらおフェスタを併せ、１月２５日にイオンタウン平生駐車場を会場に開催したものでございます。

メルカートはイタリア語で市場の意味でありまして、町内外から１９団体の参加がありました。このたびが初めてとなる平生町産オリーブオイルの販売やイタリア人講師によるイタリア語勉強会などが実施されるとともに、昨年も好評でありました、だるまさんがころんだ大会が地域おこし協力隊員２名の進行で行われ、多くの子供たちの姿が見られました。

また、アートプロジェクトの一環で広島市立大学の芸術学部と共同で作製したハンカチを景品として出品し、好評をいただいたところです。

寒い中ではありましたが、好天にも恵まれ、１，２００人を超える皆様に御来場いただきました。

メルカートにつきましては、メルカート・デル・マーレとして佐賀地区で定期的に開催する予

定としており、住民の主体的な参加を得ることで町の活力・魅力につながり、その魅力を町内外に発信していくことで、関係人口の創出・拡大を得てまいります。

以上、１２月定例会以降の主なことについて、行政報告として報告をさせていただきました。

……

○議長（中村　武央君）　次に、教育長に教育行政に関する報告を求めます。中本教育長。

○教育長（中本　　稔君）　１２月定例会以降の教育行政の進捗状況、並びに主要な経過につきまして御報告申し上げます。

まず、第３期平生町教育大綱及び第３期平生町教育振興基本計画の策定について御報告いたします。

本年度は、この大綱及び基本計画の改定を行う重要な年であります。昨年１２月の産業文教常任委員会及び全員協議会におきまして、策定作業の進捗とパブリック・コメントの実施について御報告申し上げた後、パブリック・コメントの手続を終えました。その後、総合教育会議や策定懇話会での協議を経て、慎重に策定作業を進めてまいりました。

本計画につきましては、今定例会最終日の全員協議会において、完成した計画を御報告できるよう、現在、最終的な準備を整えているところでございます。

次に、第４次平生町子ども読書活動推進計画についてです。

本計画は、令和８年度からの５年間を計画期間とし、家庭・地域・学校が連携して子供の読書活動を推進するための指針となるものです。

現在、計画の素案がまとまり、広く町民の皆様からの御意見を伺うため、パブリック・コメントを実施しております。お寄せいただいた御意見を十分に検討した上で、年度内の策定完了に向けて作業を進めてまいります。

また、第２期平生町スポーツ推進計画の策定につきましても、１月９日から２月８日にかけて実施いたしましたパブリック・コメントの結果を踏まえ、スポーツ推進審議会及び教育委員会会議を経て、現在、最終的な策定作業を進めております。

続きまして、各学校における特色ある取組について御報告いたします。

まず、小学校における１０歳の節目を祝う行事についてです。

佐賀小学校では、２月１４日に１０歳を祝う会が開催されました。本年度の４年生は５名でしたが、保護者の皆様に加え、多くの地域の方々が会場となる音楽室に駆けつけ、満席となりました。

式典では、一人一人が誕生から現在までの成長の記録や将来の夢について、映像等を活用しながら堂々と発表を行いました。

佐賀小学校では日頃から３・４年生が複式学級で共に学んでおりますが、この会の進行や準備

は全て３年生が担いました。担任が指示を出す場面は一切なく、全て子供たちの手によって運営がなされました。

３・４年生の立派な姿に、保護者の皆様はもちろん、日頃から子供たちを見守ってくださっている地域の方々の中には、感動のあまり涙を流される方もおられ、地域と学校の絆を感じる大変温かい時間となりました。

平生小学校では、２月６日に１０歳のつどいを実施いたしました。式典では、群読や合唱の後、児童一人一人が将来の夢を語り、保護者の方々へ感謝の気持ちを伝えました。最後にはありがとうの花を全員で合唱し、会場は温かい空気に包まれました。

また、会場の体育館には、子供たちがこれまでの歩みを振り返り、将来への展望を描いた人生ロードマップを巻物にした作品が掲示されました。保護者の皆様も、我が子の大きく成長した姿に目を細め、感慨深く参観されておられました。

また、同じく平生小学校では、２月１７日に６年生が総合的な学習の時間で学んだ成果を発表する平生の未来を伝え隊発表会を開催しました。１組は人口減少、２組は防災をテーマとし、どちらも町の課題解決に向け、地域の方と協議を重ねたり、町の出前講座を活用したりしながら学びを深めてきました。発表では学習内容をスライドにまとめ、役割分担をしながら堂々とした態度で臨みました。最後に、参観された浅本町長から激励のお言葉をいただき、児童たちは一様に達成感に満ちた表情を浮かべておりました。

次に、中学校の立志の集いについてです。

平生中学校では、２月１８日に２年生を対象とした立志の集いを開催いたしました。

当初は１月２９日の開催を予定しておりましたが、インフルエンザの流行により延期を余儀なくされ、この日の開催となりました。

当日は、２年生の実行委員が企画の中心となり、生徒主体の運営がなされました。

集いに向けて、生徒一人一人がなりたい自分、将来の自分を真剣に見つめ直し、教職員や家族、在校生の前で力強く誓いを発表しました。また、学年合唱や家族への感謝を込めたメッセージ動画の上映もあり、会場は深い感動に包まれました。

今後も、学校・家庭・地域が一体となり、平生と自分を誇れる子供たちが健やかに成長してくれることを期待しております。

続きまして、社会教育関連の行事について御報告いたします。

１月１１日には、令和８年平生町二十歳のつどいを挙行いたしました。対象者１２０名のうち８４名の出席があり、式典では、町長式辞、議長祝辞に続き、代表者による力強い二十歳の誓いが述べられました。

記念撮影の後には、実行委員会形式による記念行事を開催し、恩師からの温かい激励の言葉を

いただいたほか、多くの地元企業の皆様から御協賛いただいたお祝いの品によるふるさと平生の魅力ＰＲ抽選会を行いました。参加した若者たちは、久しぶりに再会した恩師や友人との旧交を温め、二十歳としての自覚を新たにするとともに、ふるさと平生での思い出に残るひとときを過ごした様子でした。

また、２月２８日には、平生図書館において歴史講座を開催いたしました。今回は、元萩博物館学芸員の清水満幸氏を講師にお迎えし、「クジラにいかされてきた山口の人々」と題して御講演いただきました。

講演では、山口県には鯨と関わり深い地域ならではの歴史文化が息づいていること、また、私たちが何気なく伝えてきた習わしには大事な意味があること、これを貴重な資料を基に分かりやすく解説いただきました。参加された町民の皆様は、熱心に耳を傾け、郷土の歴史や文化への理解を深める有意義な機会となりました。

最後に、社会体育関連の行事について御報告いたします。

本町では、わがまちスポーツとしてサッカーの普及・推進を図っておりますが、その一環として開催いたしましたサッカーフェスティバルでは、１月３日の小学生の部に約６０名、２月１日の一般の部には約８０名の参加があり、新春のグラウンドで活気あふれるプレーが展開されました。

また、２月７日のソフトバレーボール大会におきましても、小学生から一般の方まで、合わせて２２チーム・約１００名の参加があり、世代を超えた熱戦が繰り広げられました。

以上で、教育行政の報告とさせていただきます。

……

○議長（中村　武央君）　これをもって、行政報告を終わります。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第５．議案第２号

日程第６．議案第３号

日程第７．議案第４号

日程第８．議案第５号

日程第９．議案第６号

日程第１０．議案第７号

日程第１１．議案第８号

日程第１２．議案第９号

日程第１３．議案第１０号

日程第１４．議案第１１号

日程第１５．議案第１２号

日程第１６．議案第１３号

日程第１７．議案第１４号

日程第１８．議案第１５号

日程第１９．議案第１６号

日程第２０．議案第１７号

日程第２１．議案第１８号

日程第２２．議案第１９号

日程第２３．議案第２０号

日程第２４．議案第２１号

日程第２５．議案第２２号

日程第２６．議案第２３号

日程第２７．議案第２４号

○議長（中村　武央君）　日程第５、議案第２号「令和７年度平生町一般会計補正予算」から日程第２７、議案第２４号「阿多田公園及び名切オリーブファームの一部に係る指定管理者の指定について」までの件を、一括議題といたします。

それでは、町長に提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本　邦裕君）　それでは、御提案いたしました各議案につきまして、順を追って御説明申し上げます。

議案第２号「令和７年度平生町一般会計補正予算」であります。

今回の補正額は、２億８，５５４万１，０００円を減額いたしまして、予算総額は６５億４９３万1，０００円となるものであります。

歳出の主なものより申し上げます。

２３ページの地域振興費では、地方バス路線維持対策費補助金を補助金額の確定に伴い増額いたすものであります。

２５ページの賦課徴収費では、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴うシステム改修に要する経費を増額いたすものであります。

２７ページの社会福祉総務費では、町社会福祉協議会の運営を補助するため、地域福祉推進事業補助金を増額いたすものであります。

２８ページの定額減税補足給付金事業費では、給付額の確定に伴い、交付金の額を減額いたすものであります。

３３ページの漁港建設費では、当初予定していました水道管の移設が試掘の結果不要となった

ことにより、補償、補填及び賠償金を減額いたすものであります。

３５ページの道路橋梁新設改良費では、一部工事の中止及び延期に伴い、関係事業費を減額いたすものであります。

３７ページの防災費では、防災公園等実施設計業務について設計施工一括発注方式を採用したことにより、委託料を減額いたすものであります。

また、積立金は、トイレトラック導入のためにいただきました寄附金から、本年度の導入関連経費を除いた額を、新たに設置します防災トイレトラック基金に積み立てるものであります。

４１ページの体育施設費では、体育館改修に要する経費について、入札減等を踏まえた見込みにより減額いたすものであります。

続きまして、主な歳入について御説明申し上げます。

１５ページの法人事業税交付金については見込みによる減額、地方消費税交付金については確定額に基づく増額をいたすものであります。

１６ページの地方交付税では、国税の増収に伴う普通交付税の追加交付がなされたことに伴い、増額いたすものであります。

国庫支出金、県支出金につきましては、主に歳出における対象事業の特定財源として、増額または減額いたすものであります。

１９ページの繰入金では、財政基金繰入金につきまして、一般財源需要額の減少に伴い減額いたすものであります。

２０ページの諸収入では、市町村振興協会から交付されました宝くじ交付金及び大阪・関西万博市町出展助成金を計上いたしております。

２１ページの町債では、主に対象事業費の見込みに伴い、増額または減額をいたしております。前に戻りまして、８ページの第２表繰越明許費補正につきましては、体育館改修事業などに要する経費を翌年度へ繰り越すものであります。

９ページの第３表地方債補正につきましては、対象となる事業費の増減に伴い、起債限度額等を変更いたすものであります。

なお、４３ページから給与費明細書、４６ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

以上で、議案第２号「令和７年度平生町一般会計補正予算」の説明を終わらさせていただきます。

続きまして、議案第３号「令和７年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」につきまして御説明申し上げます。

今回の補正額は、１１万１，０００円を増額いたしまして、予算総額は１５億４，８４９万

４，０００円となるものであります。

主には、保険基盤安定対策等一般会計繰入金の増額に伴い、国民健康保険事業基金からの繰入金を減額いたすものであります。

続きまして、議案第４号「令和７年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算」につきまして、御説明申し上げます。

今回の補正額は、３，２３６万４，０００円を増額いたしまして、予算総額は１４億２，６７０万1，０００円となるものであります。

主には、歳出における保険給付費の増額によるもので、歳入における国・県支出金及び支払基金交付金のほか、一般会計及び準備基金からの繰入金によりまして、財源調整いたすものであります。

続きまして、議案第５号「令和７年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」について御説明申し上げます。

今回の補正額は、７５５万7，０００円を増額いたしまして、予算総額は、３億2，１８８万３，０００円となるものであります。

歳入における保険料の増額及び保険基盤安定繰入金の減額に伴い、歳出における後期高齢者医療広域連合納付金の各対応負担金を増額または減額いたすものであります。

続きまして、議案第６号「令和７年度平生町下水道事業会計補正予算」について御説明申し上げます。

収益的収入及び支出におきましては、共に予定額を２，４５３万1，０００円減額し、５億４，５５４万1，０００円とするものであります。

資本的収入及び支出におきましては、共に予定額を３，８１７万４，０００円減額し、収入の予定額は３億５，４０２万５，０００円、支出の予定額は５億1，６３３万２，０００円とするものであります。

いずれも実績見込みによるものであります。

続きまして、議案第７号「令和８年度平生町一般会計予算」について、御説明申し上げます。一般会計の予算総額は、７１億８，５００万円でありまして、前年度比７億６，９００万円、１２％の増加となっております。

それでは、新規事業を中心に歳出から御説明申し上げます。

４２ページからであります。

議会費につきましては、６，６７３万２，０００円で前年度比１８８万1，０００円、２．７％の減少であります。

４４ページからの総務費は、１３億７，７９２万円で前年度比２億９，２７９万８，０００円、

２７％の増加となっております。

一般管理費では、官民問わず対策を求められておりますカスタマー・ハラスメント対策として、職員研修の開催及び窓口へのＩＣレコーダーの配置に要する経費を計上いたしております。

４７ページからの財産管理費では、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する方針を定めた公共施設等総合管理計画の改訂に要する経費を計上いたしております。

４９ページからの地域振興費では、従来の空家リフォーム補助金、若者定住促進事業補助金を統合・整理し、空き家や空き店舗の利活用促進を図る空家バンク活用定住補助金のほか、移住定住業務を効果的・効率的に行うための移住コーディネーターの配置、また、既存の公共交通を補完するための新しい移動サービスの導入に向けて実施します公共ライドシェア実証運行事業などに要する経費を計上いたしております。

５１ページからの地域交流センター運営費では、平生まち・むら地域交流センターのエレベーター改修及び佐賀地域交流センターの屋外階段の改修設計業務のほか、竪ヶ浜地域交流センターの外部倉庫の解体に要する経費を計上いたしております。

５３ページからの情報政策費では、引き続き自治体情報システム標準化事業として基幹系システムの標準化移行を進めるほか、オンラインでの予約・支払いを可能とする公共施設予約サービスの導入に要する経費を計上いたしております。

５５ページからの賦課徴収費では、金融機関への預貯金照会をオンライン化し、事務処理の迅速化・業務負担の軽減を図る預貯金照会電子化サービスの導入に要する経費を計上いたしております。

５８ページからの選挙費では、選挙管理委員会費において、正確な名簿照合と事務負担の軽減を図るための選挙投票システムを導入するほか、任期満了となる町長及び県議会議員の選挙に要する経費を計上いたしております。

６３ページからの民生費は、１９億７，９５７万６，０００円で前年度比３，６５３万２，０００円、１．９％の増加となっております。

６４ページから障害者福祉費では、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定に要する経費を計上いたしております。

６５ページからの老人福祉総務費では、老朽化が著しい野島・新町地区老人憩の家の解体に要する経費を計上いたしております。

６８ページからの児童福祉総務費では、就学前施設在り方検討会を設置し、保育園、幼稚園の本町での在り方について検討を行うための経費を計上いたしております。

７０ページからの児童措置費では、生後６か月から満３歳未満で保育所に通っていない子供を対象に、保護者の就労要件を問わず時間単位で保育所に通園できる「こども誰でも通園制度」の

実施に要する経費を計上いたしております。

７５ページからの衛生費は、５億９，８３２万４，０００円で前年度比６，７７１万７，０００円、１０．２％の減少となっております。

７６ページからの母子衛生費では、遠方の分娩施設における出産及び妊婦健診時の交通費等を助成する妊婦支援事業において、産婦健診、乳児健診、産後ケア時も対象とする制度の拡充を図っております。

７７ページの予防費では、新たにＲＳウイルスワクチン接種及び高齢者インフルエンザ高用量ワクチン接種を定期接種として実施することとしております。

７８ページからの環境衛生費では、再配達の削減によるCO_2排出量の抑制を図るために宅配ボックスの設置を補助するほか、猫による生活環境被害の軽減を図るために猫よけ器を貸与する事業に要する経費を計上いたしております。

７９ページからの環境保全費では、危険空家等除却促進事業において、所有者に除却の決断を強く促すため補助上限額の拡充を図っております。

８３ページからの農林水産業費は２億１２６万２，０００円で、前年度比２，１９２万２，０００円、９．８％の減少となっております。

８４ページからの農業振興費では、特産品センターに出荷する農業者の農業用機械等の購入に対して補助金を交付する農業用機械等整備費支援事業に要する経費を計上いたしております。

８９ページの水産業振興費では、漁協正組合員の漁業機械等の購入及び修繕に対して補助金を交付する漁業用機械等整備費支援事業のほか、県漁協平生町支店の活動に対して補助金を交付する水産振興対策事業における、漁業研修生及び指導者への支援拡充に要する経費を計上いたしております。

９１ページからの商工費は、６，２５３万８，０００円で、前年度比２２５万８，０００円、３．７％の増加となっております。

９２ページからの観光費では、阿多田公園及び名切オリーブファームの効果的・効率的な運営のため、指定管理者による運営に要する経費を計上いたしております。

９４ページからの土木費は、７億８，６８２万４，０００円で前年度比１，７２８万円、２．１％の減少となっております。

９６ページの道路橋梁新設改良費では、国道１８８号柳井・平生バイパス事業に伴う、沿線の町道整備に必要な用地調査業務や補償算定業務などに要する経費を計上いたしております。

９７ページの河川維持改良費では、樋門の管理にデジタル技術を活用するための、水位計測システム構築業務に要する経費を計上いたしております。

１００ページの住宅管理費では、特定公共賃貸住宅の改修設計業務、ホームタウン平生等の改

修工事を実施するほか、中村団地等の解体工事に要する経費を計上いたしております。

１０２ページからの消防費は、９億８，７４８万円で前年度比５億３，８６７万円、１２０％の増加となっております。

非常備消防費では、老朽化した消防ポンプ積載車の更新に要する経費を計上いたしております。

１０３ページの消防施設費では、平生村地区において、ため池に代わる消防水利として必要が生じました消火栓の設置に要する経費を計上いたしております。

１０４ページからの防災費では、防災備蓄品整備事業において、避難所の暑さ・寒さ対策として新たにスポットクーラー、ジェットヒーター、発電機を備蓄品目に加え、計画的な整備を推進してまいります。

１０５ページの防災公園等整備事業費では、新設の目であります、災害発生時において防災中枢拠点となる防災公園等の整備に要する経費を計上いたすもので、本年度は建設工事に着手します。

１０６ページからの教育費は、６億２，７０８万６，０００円で前年度比８５７万２，０００円、１．３％の減少となっております。

事務局費では、中学校の部活動の地域展開に向けた取組といたしまして、部活動コーディネーターの配置に要する経費を計上いたしております。

１０８ページの学校給食費では、田布施町学校給食センター共同利用に係る運営費及び整備事業費等を負担金として計上いたしております。

新しい学校づくり推進事業費は、新設の目であります、平生町立学校の将来の在り方に係る基本構想の実現に向けた取組に要する経費を計上いたしております。

１０９ページからの小学校費の学校管理費では、給食受入施設の改修に要する経費を計上いたしております。

１１０ページからの小学校費の教育振興費及び１１４ページからの中学校費の教育振興費では、それぞれＧＩＧＡスクール構想端末更新事業といたしまして、学習者用及び指導者用の端末を更新するほか、給食食材費の全額を補助する学校給食無償化事業の実施に要する経費を計上いたしております。

１２２ページの保健体育総務費では、休日の部活動の段階的な地域展開に向けた取組に要する経費を計上いたしております。

１２３ページからの体育施設費では、スポーツレクリエーション公園の木製遊具の撤去に要する経費を計上いたしております。

１２６ページの公債費は、４億６，７３８万８，０００円で前年度比１，６１１万４，０００円、３．６％の増加となっております。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

１７ページからであります。

町税につきましては、全体では１３億１７４万４，０００円で前年度比では２１４万５，０００円、０．２％の減少となっております。

固定資産税の減額等により減少が見込まれるものです。

１９ページから２２ページにかけての地方譲与税及び各種税交付金では前年度の実績見込みや地方財政計画等を勘案し、計上いたしております。

２３ページの地方交付税につきましては、地方財政計画等を踏まえ、全体で１億３，９００万円、６．１％の増加を見込んでおります。

２６ページからの国庫支出金では、主に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の減額が要因で前年度比４，２２７万７，０００円、５．７％の減少となっております。

２９ページからの県支出金では、主に農業用水路等長寿命化・防災減災事業に係る補助金の減額により、前年度比では１５０万３，０００円、０．３％の減少となっております。

３６ページの繰入金では、臨時的な投資的経費の増加及び地域が抱える多様なニーズや諸課題の解決に向けた財政需要に対応するため、財政基金から１億９，９７９万２，０００円を繰り入れます。なお、繰入後の基金残高は、３億４８２万８，０００円となる見込みであります。また、その他の特定目的基金の繰入金については、それぞれの設置目的に合った事業に充当いたすものであります。

３７ページからの諸収入は、３億９，２６０万９，０００円で前年度比２億１，６６２万７，０００円、１２３．１％の増加となっております。自治体情報システム標準化事業の財源でありますデジタル基盤改革支援基金の増額が増加の主な要因であります。

４０ページからの町債は、１０億２，９８０万円で前年度比４億１，４３０万円、６７．３％の増加となっております。防災公園等整備事業に伴う増額が増加の主な要因であります。

前に戻りまして、１０ページの債務負担行為におきましては、阿多田公園・名切オリーブファーム指定管理料について、期間及び限度額を設定いたすものであります。

１１ページからの地方債におきましては、起債の目的ごとの限度額等を定めるものであります。

なお、１２８ページからの給与費明細書、１３４ページからの債務負担行為に関する調書、１３６ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

以上で、令和８年度平生町一般会計予算につきまして、説明を終わらさせていただきます。

続きまして、特別会計予算について御説明申し上げます。

議案第８号「令和８年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算」につきましては、予算総

額は１４億9，１８７万8，０００円で前年度比３．０％の減少となっております。

主な歳出といたしましては、２１ページからの保険給付費では、療養給付費は前年度比９９１万4，０００円の減少、高額療養費は前年度比1，１８８万3，０００円の減少を見込んでおります。減少の主な要因は、被保険者数の減少によるものであります。

戻りまして１３ページからの歳入につきましては、国民健康保険税は１億８，０４０万9，０００円で前年度比２１８万8，０００円の増加を見込んでおります。増加の主な要因は、子ども・子育て支援金分の新設によるものであります。

１６ページの一般会計繰入金につきましては、前年度比５８６万7，０００円の減少となっております。

続きまして、議案第９号「令和８年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算」につきましては、予算総額は2，５５１万円で前年度比９．２％の増加となっております。

４６ページの歳出につきましては、認定審査会運営のための所要の経費を計上いたしております。

４５ページの歳入につきましては、田布施、上関、平生の３町の負担割合に応じた負担金及び事業会計繰入金をそれぞれ計上しております。

続きまして、議案第１０号「令和８年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算」につきましては、予算総額は１３億8，５８６万3，０００円で前年度比３．８％の増加となっております。

主な歳出といたしまして、７０ページからの保険給付費では、利用実績等を勘案し、介護サービス等諸費は前年度比４，８３９万8，０００円の増加、介護予防サービス等諸費は１１０万6，０００円の増加を見込んでおります。

戻りまして、６３ページからの歳入につきまして、第１号被保険者保険料は前年度比で３８８万9，０００円の減少となっております。

国庫支出金、支払基金交付金、県支出金につきましては、保険給付費等を踏まえ、それぞれ所要額を計上いたしております。

６６ページの一般会計繰入金につきましては、前年度比９８７万7，０００円の増加となっております。

続きまして、議案第１１号「令和８年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算」につきましては、予算総額は3億5，１８９万円で前年度比１１．８％の増加となっております。

主な歳出といたしましては、９９ページの後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、一般会計から繰り入れる保険基盤安定や事務費等の負担金と保険料収納分を合わせて、広域連合に納付するものであります。

戻りまして９５ページの歳入につきましては、保険料は前年度比2，８３１万8，０００円の増

加となるものであります。

一般会計繰入金につきましては、前年度比８８８万６，０００円の増加となっております。

以上で、令和８年度特別会計予算の説明を終わらさせていただきますが、該当いたします各予算の末尾に給与費明細書をそれぞれ添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

続きまして、議案第１２号「令和８年度平生町下水道事業会計予算」について、御説明申し上げます。

収益的収入及び支出におきましては、収入及び支出ともに5億8，２０８万6，０００円を計上しております。

資本的収入及び支出におきましては、収入において４億５７３万円、支出において５億7，８１３万9，０００円を計上いたしております。

それでは、２３ページからの収益的収入及び支出について御説明いたします。

流域下水道維持管理負担金の増額等による支出の増加に伴い、収入における一般会計からの補助金が前年度比2，０９４万3，０００円の増加となっております。

続きまして、２７ページからの資本的収入及び支出につきましては、漁業集落環境整備事業における実施設計業務及び流域下水道建設費負担金の増額等による支出の増加に伴い、収入における企業債が前年度比2，９００万円の増加となっております。

なお、１１ページから１４ページに給与費明細書、１５ページに債務負担行為に関する調書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

以上で、令和８年度平生町下水道事業会計予算につきまして、説明を終わらさせていただきます。

○議長（中村　武央君）　町長、ここで休憩に入りたいと思いますがよろしいでしょうか。

○町長（浅本　邦裕君）　いいですか。

○議長（中村　武央君）　ここで休憩に入ります。再開を１０時１０分、１０時１０分といたします。

午前１０時００分休憩

……

午前１０時１０分再開

○議長（中村　武央君）　再開いたします。引き続き提案理由の説明をお願いをいたします。浅本町長。

○町長（浅本　邦裕君）　それでは、続きまして、議案第１３号「平生町議会議員及び平生町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げ

ます。

本条例につきましては、公職選挙法施行令の改正に伴い、所要の改正をいたすものであります。

この政令は、国政選挙における選挙公営について規定したものでございますが、本町の選挙公営に関する条例のうち、国の制度に準じて規定している選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に要する経費に係る限度額を引き上げるものでございます。

法改正の施行が既になされていますことから、議決後速やかに施行するため、施行日につきましては、公布日といたします。

続きまして、議案第１４号「平生町奉仕活動事故見舞金支給条例を廃止する条例」について御説明申し上げます。

本条例に規定する制度は、自治会等の奉仕活動に起因する事故によって損害を受けた者に対する見舞金支給制度であります。

このたび本町が加入する総合賠償保険制度において令和８年度から補償内容が拡大され、事故リスクへの備えは当該保険により適切に確保され得る状況となるため、本条例廃止により見舞金支給制度を廃止するものであります。

施行日につきましては、令和８年４月１日といたします。

続きまして、議案第１５号「平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、子ども・子育て支援法の改正及び保険税率の見直しに伴いまして、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、改正後の子ども・子育て支援法の規定による子ども・子育て支援納付金に充てるため、課税額の内訳に子ども・子育て支援納付金課税額を新設し、保険税率について、平生町国民健康保険運営協議会に諮問し、その答申結果を踏まえて改定した税率にいたすものであります。

施行日につきましては、令和８年４月１日といたします。

続きまして、議案第１６号「平生町基金条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、平生町に設置しております１０基金について定めたものでありますが、このたび新たに平生町防災トイレトラック基金を創設し、追加するものでございます。

平生町防災トイレトラック基金は、防災トイレトラック導入に係る寄附金を適切に運用するために設置するものであります。

基金設置後は、防災トイレトラックに係る維持管理に必要な経費の財源として活用していくこととしています。

施行日につきましては、公布日といたします。

続きまして、議案第１７号「平生町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、子ども・子育て支援法に基づき、乳幼児等通園支援事業を実施する事業者に対して、その具体的な運営に関する基準を定めるものであります。

内容といたしましては、本事業を町の確認を受けた特定乳児等通園支援事業者が乳児等及びその保護者が安全・安心な環境で利用することができるよう運営に関して遵守すべき基準を定めるものでございます。

施行日につきましては、令和８年４月１日といたします。

続きまして、議案第１８号「平生町老人憩の家及び老人作業所設置条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、指定管理者による管理を行っている施設について、指定管理期間の満了に伴い、用途廃止及び所管替えを行うため、所要の改正をいたすものであります。

老朽化等に伴い廃止いたします施設は、野島・新町地区老人憩の家及び曽根東部地区老人憩の家、施設の有効利用を図るため各地域交流センターの附帯施設として移管いたします施設は、大野地区老人憩の家、田名地区老人憩の家、佐賀地区老人作業所、竪ヶ浜地区老人作業所でございまして、本条例に規定のこれら施設を削除いたすものでございます。

施行日につきましては、令和８年４月１日といたします。

続きまして、議案第１９号「平生町介護保険条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、令和７年度税制改正における給与所得控除の見直しに伴う措置として、令和８年度における前年度住民税非課税者に係る保険料の減免規定を追加するものであります。

内容といたしましては、令和７年度税制改正により給与所得控除額が引き上げられたことで、非課税の範囲内で令和７年度中の就労時間や収入を増加させた方が、介護保険法施行令の改正により課税者とみなされ、意図せず介護保険料が増額される事態に対し、保険料の減免措置によって救済を図るものであります。

施行日につきましては、令和８年４月１日といたします。

続きまして、議案第２０号「平生町火入れに関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、令和７年２月に岩手県大船渡市で発生した大規模な林野火災を受けて、林野火災予防の実効性を高めることを目的に柳井地区広域消防組合火災予防条例が改正されたことに伴い、所要の改正をいたすものであります。

内容といたしましては、火入れの中止に係る基準について、柳井地区広域消防組合火災予防条例の改正により新設されました林野火災注意報等を追加するものであります。

施行日につきましては、公布の日といたします。

続きまして、議案第２１号「平生町営住宅条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、耐用年数が経過し老朽化の著しい町営住宅の用途廃止をいたすものであります。

対象となる住宅は、下横団地１戸であります。入居者は既に退去済みで、法定耐用年数３０年を経過し老朽化が著しいことから、今年度用途廃止を行い解体を行う予定にしております。

施行日につきましては、令和８年４月１日といたします。

続きまして、議案第２２号「債権の放棄について」御説明申し上げます。

本議案につきましては、平生町営住宅使用料の滞納分について、債権を放棄しようとするものでございます。

今回、債権の放棄をいたしたいと考えております案件につきましては、使用料を滞納したまま所在不明となり、これまで追跡調査を行ってまいりましたが、債務者の所在を確認することができず、債権を回収できる見込みがないものでございます。

また、民法の一部を改正する法律により改定前の民法第１６９条の規定による時効期間５年が完了しているものでございます。

債権の放棄につきましては、地方自治法第９６条第１項第１０号の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

なお、町営住宅使用料の滞納対策につきましては、今後も適切に取り組んでまいります。

続きまして、議案第２３号「公の施設に係る指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

本施設は、指定管理者制度により、令和３年度より５年間の指定期間を設けて管理運営してまいりましたが、令和８年３月３１日をもって指定期間が満了となることになり、新たに指定管理者の指定を行うものであります。

指定管理者の選定に当たりましては、平生町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第６条により、公募によらない選定をいたしたものであります。地元自治会等を指定候補として引き続き選定いたしました。

選定理由につきましては、地域に密着した活動を行っており、これまでの施設管理の実績からも、施設利用者の平等な利用の確保と配慮ができることが期待できるものでありまして、今後においても指定管理者として能力が十分あると判断しておるところでございます。

指定期間につきましては、施設の性格等を考慮し３年間と定めております。

指定管理者の指定につきましては、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第２４号「阿多田公園及び名切オリーブファームの一部に係る指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

本議案は、両施設の効果的な管理を行うため、新たに指定管理者による管理を行うべく指定手続を行うものでございます。

指定管理者の選定に当たりましては、平生町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第６条により、公募によらない選定をいたしたものであり、まるりぶ合同会社を指定候補として選定いたしました。

選定理由につきましては、両施設で行っております オリーブ事業につきまして、オリーブ栽培のノウハウを有している団体であること、また、町観光協会が特産品製造するためのオリーブ優先販売やオリーブを活用した地域振興を行う団体であることなどから、施設の管理運営を効果的かつ能率的に推進することが期待できるものによるものでありまして、指定管理者として能力が十分あると判断しているところでございます。

指定期間につきましては、施設の管理や事業運営上のサイクルを考慮し、令和８年５月１日から令和１３年3月３１日までと定めております。

指定管理者の指定につきましては、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき議決を求めるものでございます。

以上をもちまして、本日御提案申し上げております議案につきましての提案理由説明を終わらさせていただきます。また、予算及び事業関係の補足資料といたしまして、別冊を添付いたしておりますので、参考に供していただきたいと存じます。

なお、説明不足の点もあろうかと思いますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じます。御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中村　武央君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

―――――――――――――・―――・―――――――――――

日程第２８．一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（中村　武央君）　日程第２８、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。

質問の通告順により順次発言を許します。原真紀議員。

○議員（１番　原　　真紀さん）　おはようございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

１つ目、自衛官等募集事務に係る対象者情報の扱いについて。

自衛隊は、自衛官への応募者が減少する中で、募集について地方自治体に協力を求めています。

ほかの自治体では、１８歳と２２歳になる住民の４情報、住民の氏名・住所・性別・生年月日を住民基本台帳から抽出し、情報を提供しています。その情報を基に個人へ入隊募集案内を直接郵送していると聞きます。

これは当人の同意のない個人情報の第三者への提供であり、憲法の保障するプライバシー権の侵害に当たるおそれがあるのではないでしょうか。

この質問は、自衛隊の存在について議論するものではありません。個人情報の扱いについて質問します。

１、過去３年間での自衛官等募集事務に係る対象者情報の扱いは、平生町ではどのようになっていますか。

２、閲覧名簿からの除外を申請する手続ができると聞いているが、過去３年間で除外申請は何件ありましたか。

３、現在の閲覧名簿からの除外申請ができるということを町民の皆様へ、また、対象になる方、その保護者への周知はどのように行っていますか、お伺いします。

○議長（中村　武央君）　浅本町長。

○町長（浅本　邦裕君）　それでは、お答えします。過去３年間における対象者情報の取扱いから順を追って御説明申し上げます。

自衛官等募集事務につきましては、自衛隊法第９７条において、市町村の法定受託事務と定められており、町といたしましては広報の募集記事の掲載や町内施設へのポスターの掲示など、自衛官等の募集に対して協力を行ってまいりました。

対象者情報の取扱いにつきましては、令和７年度より住民基本台帳法第１１条第１項の規定に基づき、閲覧を供する方法で応じておりますが、令和６年度までは自衛隊からの依頼を受け、その年度に満１８歳になる方を対象といたしまして、住民基本台帳に基づく氏名・生年月日・性別・住所の４情報を抽出し、紙媒体で自衛隊担当者に手渡す方法により提供しておりました。

なお、この情報提供につきましては、自衛隊法施行令第１２０条に基づくものであり、住民基本台帳法との関係において問題になることはないとの見解が防衛省と総務省から通知されており、適正な情報提供であると認識をいたしております。

また、自衛隊による情報の閲覧を希望されない方につきましては、本人または保護者から除外申請書を提出していただくことにより、自衛隊職員が閲覧する情報から除外する対応を行っているところでございますが、過去３年間における除外申請はございません。

最後に、町民の皆様への除外申請の周知方法について御説明申し上げます。

除外申請の周知につきましては、町のホームページへ掲載及び広報紙による周知を行っているところでございます。

自衛隊による情報の閲覧を希望されない場合には、毎年５月末までに除外申請書を提出していただくこととしており、今後とも町民の皆様に適切に情報が届くよう周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村　武央君）　原真紀議員。

○議員（１番　原　　真紀さん）　再質問いたします。

今回この問題を取り上げたのは、私自身、今年１８歳になる子供がいるにもかかわらず、自衛官等募集のために子供の情報が役場で閲覧されていることを全く知らなかったからです。

自衛隊の柳井事務所に確認しました。閲覧の目的は、志願したいという高校生などの住所を確認するためとのことでした。

しかし、実際には１８歳になる町内全員分の４情報を一覧にして持っておき、必要なときにその一覧で確認するという運用だと分かりました。名簿は、約１年間保管され、その後は返却または破棄するそうです。

山口県内では、山口県教育委員会からの要請で、自衛隊の担当者が家庭訪問をすることや、募集案内などをこの名簿を基に直接送るダイレクトメールは自粛しているとも聞きました。

町民福祉課では、住民基本台帳法に基づいて対応していると先ほどの御答弁の中にもありました。以前は、紙で名簿を作成したものを渡していたが、今は自衛隊の方が役場に来られて、住民基本台帳から手書きで写していることを確認しました。

また、閲覧名簿から外してくださいという除外申請を役場総務課で申請すれば、閲覧名簿から外してもらえるとのことです。しかし、先ほどの答弁にあったように、過去３年間の申請はゼロ件です。これは、誰も困っていないという意味ではなく、そもそも町民に情報が届いていないのではないかという疑問につながりました。

私たちは、普段でも誰かの連絡先を第三者に伝えるときは本人に確認するねというのが当たり前です。まして、自衛官という仕事は、自衛隊法で上官の命令に従う義務があり、危険な任務に就くこともある命をかける仕事です。そのような進路に関わる情報が、本人の同意なしに扱われることの重さを改めて考える必要があると思っています。

隣の柳井市では、ホームページで案内され、分かりやすく掲載されています。

岐阜市では、対象者に自衛官等募集に係る対象者情報の除外申請ができますという案内はがきを個別に送り、窓口、郵送、オンラインで申請できるようになっています。

大阪府の和泉市では、除外が認められた場合に、通知書を本人に送っています。

こうした例を参考に、平生町でも広報紙やホームページの周知は続けつつ、１８歳、２２歳になる方へ直接はがきや封書で案内を送ることはできないでしょうか。

知らないうちに情報が扱われていたという状況ではなく、町民自身が選べるように情報を届けることが大切だと思います。

また、町の公式ＬＩＮＥや回覧板での周知、除外申請の電子申請など、町民が手続しやすい方法についても検討していただけないか、お伺いします。

○議長（中村　武央君）　浅本町長。

○町長（浅本　邦裕君）　お答えします。

やっぱり除外申請を分かりやすく、もっと広報したほうがいいと私も思います。ホームページでも探さないと分からないというのでは駄目なので、しかるべき周知ができるように図ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村　武央君）　原真紀議員。

○議員（１番　原　　真紀さん）　町長からの今の御答弁の中に、除外申請制度の周知不足の認識、そして、周知方法の改善検討について御答弁いただきました。

そこで、より具体的に伺いたいと思います。

町の公式ＬＩＮＥや回覧板を活用した周知強化策の具体的な計画やスケジュール、また除外申請の導入に向けた見通し、本人の同意を前提とした情報提供運用への転換について、町としての見解をお聞きします。

町民の個人情報保護と信頼回復のために、これらの具体的な対応を早急に進めていただきたい。そのことを強く要望します。

さらに柳井市の危機管理課や岐阜市の自衛官募集に関する取組のように、町のホームページでどのような事務が行われているのかを町民が知り得るよう情報公開の充実も望みます。

町民が安心して情報を受け取れる環境づくりの一環として、ぜひ検討いただきたいと考えます。いかがでしょうか。

○議長（中村　武央君）　浅本町長。

○町長（浅本　邦裕君）　今言われたとおり、いろいろなことができるかどうかも含めて、これから検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中村　武央君）　原真紀議員。

○議員（１番　原　　真紀さん）　２問目の質問に移ります。

上関町における使用済み核燃料の中間貯蔵施設計画について、通告に従い質問いたします。

私は、１２年前に平生町へ移り住み、現在３人の子供を育てながら、お米や野菜を作り、佐合島では子供たちへの自然体験教室も続けています。

子供をこの町で育てるということは、この場所が子供たちのふるさとになるということです。ゼロ歳から１８歳までの成長期をどこで過ごすかは、その子の人生に深く刻まれます。

自然豊かな海や山、安全な食べ物、人とのつながり、こうした環境は子供たちにとってかけがえのない心の風景になると感じています。だからこそ、上関町の中間貯蔵施設計画については、経済的な側面だけでなく、将来世代にどのような影響を与えるのか、丁寧に考えていく必要があると考えています。

まず、４点質問いたします。

１つ目、１市３町の首長会議について伺います。

昨年１２月議会以降、１市３町、柳井市、周防大島町、田布施町、平生町の首長会議は開催されたのでしょうか。もし、開催されているのであれば、どのような協議が行われたのかをお聞かせください。

私たち住民にとって、自治体同士がどのように情報を共有し、どのような姿勢で臨んでいるのかは、安心につながる大切な要素です。

２つ目、次に国の資源エネルギー庁への訪問の予定について伺います。

１２月議会での御答弁では、１市３町の首長会議で協議し、個別に資源エネルギー庁を訪問する予定から、その後の状況の変化に伴い、今は１市３町がまとまって訪問するという方向性になっている。今そのタイミングにないとのお考えも伺いました。

それでは、国からの説明を求め、平生町民の不安や懸念事項を伝えるのに、町長が考える資源エネルギー庁への訪問をどの時期に行うことが適切だとお考えでしょうか。

３つ目、周辺自治体の選挙の結果の受け止めについて。

昨年から、田布施町、柳井市、上関町で議員選挙が行われました。いずれも中間貯蔵施設計画に反対の立場を示す候補者が議席を増やしています。生活圏を共有する自治体の民意の変化は、平生町にとっても無関係ではありません。

私自身、子供を育てる親として、周辺地域の動きは大きな関心事です。町長は、これらの選挙結果をどのように受け止めておられるのか、お考えを伺います。

４つ目、住民不安への対応について伺います。

中間貯蔵施設の計画については、情報が十分に届いていないことから、町民の皆さんの不安が大きくなっていると感じています。町として、今後どのように住民の不安に向き合い、どのような形で情報提供や説明を行っていくのか、シンポジウムの開催も含めて検討されているのか、お考えをお聞かせください。

○議長（中村　武央君）　浅本町長。

○町長（浅本　邦裕君）　原議員から上関町における使用済み核燃料の中間貯蔵施設計画について、４点御質問をいただいております。

まず、１つ目の御質問である１市３町の首長会議についてでございます。

この中間貯蔵施設に係る対応として、以前からお伝えしておりますとおり、柳井地区広域圏の柳井市、周防大島町、田布施町、平生町の１市３町が連携し、首長会議を開催し、情報共有や対応方針等について協議を行ってきたところでございます。

最近では、昨年の１１月７日に開催いたしまして、各自治体の現状の情報共有を行うことの重点におきまして話し合ったところでございます。それ以降の首長会議の開催はございません。

また、首長会議の今後の開催予定につきましては、現段階では具体的な日程は決まっておりませんが、計画の動きや国や事業者の対応状況を踏まえながら必要に応じて開催していきたいと考えております。

次に、２つ目の御質問である資源エネルギー庁への訪問についてお答えします。

先ほど申し上げました首長会議において、資源エネルギー庁への訪問について訪問方法等について協議を行ったところでありますが、資源エネルギー庁への訪問の予定については、現在のところ未定でございます。

訪問のタイミングについては、資源エネルギー庁へは１市３町でまとまって訪問する方向になっておりますことから、訪問のタイミングも首長会議において協議することになります。

現段階において具体的なスケジュールがあるわけではございませんが、私としては中間貯蔵施設の事業計画が示された後の適切な時期になるのではないかと考えております。

次に、３つ目の御質問である周辺自治体で行われた議員選挙の結果に対する認識についてお答えします。

昨年から今年にかけて近隣自治体にて議会議員選挙が行われております。田布施町では令和７年２月、柳井市では１２月、上関町では令和８年２月に、それぞれ投開票が行われたことは承知しております。

それぞれの自治体における選挙は、各自治体の住民の皆様の意思が反映されたものであり、他の自治体の首長である私がその結果についてコメントする立場にはないと考えております。

ただし、上関町における中間貯蔵施設の建設につきましては、これまでも御答弁させていただいておりますとおり、平生町だけでなく周辺自治体にとっても大きく関係してくるものであると認識はしております。

このため先ほどから申し上げております１市３町による首長会議を開催し、情報共有と対応方針等についての協議を継続してまいりました。今後も周辺自治体として連携を図り、必要に応じ

て国や県に対する要望等についても協議検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、４つ目の御質問である住民の不安への対応についてお答えします。

原議員から住民の不安への対応として、賛成・反対の立場の方を呼んだシンポジウムの開催について御提案をいただきました。平成１０年には、平生町主催でシンポジウムを開催した実績がございます。

当時は、原子力発電所に関する様々な立場からの意見を町民の皆様に聞いていただく会として実施したものだと捉えております。

今回の中間貯蔵施設の建設につきましても、町民の皆様の不安や懸念に対応していくことは重要であると認識しております。しかしながら、このことは、平生町だけでなく、柳井地区広域圏の１市３町全体に関わる広域的なものでございますので、説明会の開催方法や時期、内容等について１市３町で協議を重ね、足並みをそろえて対応していくことが重要であると考えております。

つきましては、住民説明会やシンポジウム等の開催方法、内容につきましては、１市３町の首長会議において協議を行い、その都度、適切な対応を判断してまいりたいと考えております。

今後も、町民の皆様の不安や懸念に寄り添いながら、適切な時期に適切な形で情報提供や説明の機会を確保できるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村　武央君）　原真紀議員。

○議員（１番　原　　真紀さん）　再質問いたします。

今の御答弁の中では、正式な首長会議が開催されていないとの御答弁でした。住民の不安が高まる中で、自治体同士が情報を共有し同じ方向を向いて議論することは、子育て世代を含む多くの町民にとって安心につながる大切な要素です。

平生町として、首長会議の開催を呼びかけるお考えはありますか。

資源エネルギー庁への訪問時期は、まだ未定とのことでしたが、住民の不安が大きい現状を考えると、国の原子力政策についての説明を求めること、資源エネルギー庁へ上関の中間貯蔵を考える平生町民の会が行った自治会アンケートを対象としたアンケートの結果、７５％が反対だとした不安の声やテロ対策は大丈夫なのか、核燃料サイクルの仕組みが破綻しているが、これからどうなるのかなどの懸念事項を直接首長が伝えることは急がれることだと感じています。

事業者が提示する事業計画を見ても見なくても、住民の今ここにある不安を取り除くことが町長の責務ではありませんか。

今後の住民不安への対応については、住民の不安に丁寧に対応していく適切な時期に情報が確保できるように対応していくとの御答弁でした。その上で先ほどもありましたが、過去の取組を振り返りながら改めて伺いたいことがあります。

山口県では、１９９８年に宇部市で県主催で原子力に関するシンポジウムが開催されています。当時、平生町議会の総務委員会も町民からの原発建設反対の請願を受けて、このシンポジウムに参加し学習を深めたと議会だよりに記録されています。

また、町長も先ほどおっしゃいましたが、平生町自身も同じ１９９８年の４月号の町広報紙に記載があるように、原子力発電所の安全性と危険性をテーマとした原子力発電についての学習会が武道館で賛否の立場から学識経験者を招いたシンポジウムを開催しています。

この広報紙には、この学習会は隣接する上関町に計画される原子力発電所について、平生町でも関心が高まる中、「町民の皆さんに原子力発電についての正しい情報を提供するため、各専門家の先生方を講師に基礎的なことについて学んでいただく平生町主催による独自の学習会として行われました」と載っています。

しかし、これらの取組から既に２８年が経過しています。その間に私たちは、東日本大震災を経験し、原子力に対する不安やリスクの認識は大きく変わりました。

今回の中間貯蔵施設についても、名称は中間であっても、実質的に長期・半永久的な保管になるのではないかという不安が子育て世代を含む多くの住民の間に広がっています。

さらに、上関町の経済支援のために周辺自治体に暮らす住民の不安や生活が置き去りにされてしまうのではないかという声も聞きます。

こうした状況を踏まえると、県知事に対して、改めて県主催のシンポジウムの開催を要望すること、また、１市３町で共同してシンポジウムを開催することなどを検討すべきではないでしょうか。

これは事業者からの事業計画の提示を待たなくても、今すぐに取り組めることだと考えます。そのためにも、まずは、１市３町の首長会議を開催し、情報の共有と検討を深め、住民の不安に応える学習の場をつくることが必要だと思います。

今年の秋には、田布施町、上関町、平生町の３町の全てが町長選挙の時期に入り、行政として新しい判断を示すことが難しくなるのではと感じています。だからこそ、今この３月に住民の不安に応える具体的な行動を示していただきたいです。

平生町として、県や１市３町に対しシンポジウム開催を正式に要望するお考えがあるか、また、首長会議を早期に開催するために平生町が主体的に動くおつもりがあるか、御答弁をお願いいたします。

○議長（中村　武央君）　浅本町長。

○町長（浅本　邦裕君）　お答えいたします。

いずれにしても、１市３町の会議につきましては、開く方向で私としては１市３町には申し上げたいというふうに思っております。

それから、シンポジウムにつきましても１市３町で、そのときにはシンポジウムの件を協議させていただくことになろうかと思います。

ただ、いずれにしても、計画がないまま、どんなものがどこにどのぐらいの大きさのものが建つかというのも、まだ、何にも分からない状況ですよね。この中で、例えば、資源エネルギー庁に行っても、どんなものが建つんですか、どこに建てるんですか、どんな規模ですかと言われたとき、まだ、決まってないんですがとは言えないと思うんですよ。

やっぱりそこはある程度計画ができたときに、資源エネルギー庁にこういう計画で今上関がやっているんですというようなことを言いながら、ちゃんと要望なり上げていかないといけないんじゃないんかなというふうには思っております。

いずれにしても、中間貯蔵施設の建設に関しては、国、それと電力事業者、これがいろんな不安を招いている要因の――要因という言い方は変ですけど、説明する責任があるというふうに、第一義的にはやっぱり国のエネルギー政策でどうなっているのかという基本的な問題と、事業者が、さっき言ったように、どのようなものを、どのように作って、どのように安全なんだ、これだから安全なんだよというようなことをちゃんと住民に説明する私は義務があるというふうに思っておりますので、こちらにつきましても、まず説明を伺うということが、まず最初じゃないかなというふうに思っております。

それから、それがあった後、町民の皆さんと一緒になってシンポジウムを開くという、まず基本的にどうなっているのかということを、まず基本スタンスを説明してもらった後に、シンポジウムを町民の皆さん、１市３町になればいいんですけど、やっていくのが筋ではないかなというふうに思っております。

いずれにしても、１市３町会議で、これらも含めて私から提案させていただくつもりでおります。

以上です。

○議長（中村　武央君）　原真紀議員。

○議員（１番　原　　真紀さん）　再質問させていただきます。

住民の不安を最優先する。その中で町長は事業者や国からの説明を受けて、また町民の皆さんと一緒に学びを深めていきたいというふうにおっしゃっていましたが、先ほども私お伝えしたみたいに、この計画が出る出ないよりも前に、今、国がやろうとしている原子力を中心とするエネルギーのその政策というのが何なのかという話、そして、危険性と必要性というのは今できると思います、それは事業計画が出なくても。

中間貯蔵施設というものが、上関に経済支援の一つとして来るというふうになっているので。それを今適地というふうに判断をされた。それを聞いただけでも、やっぱり町民の方は、事業計

画が出て、検討する、調整するという言葉だけでは、春が過ぎて、夏が来れば住民の不安は解消されないまま、なし崩し的に調査結果も受け入れるようになっていくんじゃないかと思っています。

町長は、必要があれば呼びかけるということで、また、皆さんに、１市３町の首長会議でも提案していくということをおっしゃっていただいたんですが、やっぱり子供たちがこの町に住み続けて大丈夫だと心から思えるかどうかは、今、町長がどれだけ具体的に動いてくださるかにかかっていると私は感じます。

１市３町の首長会議へ今すぐ働きかけていただき、国や県へシンポジウム開催を要望するといった目に見えるアクションを示していただきたい。平生町から、その１市３町の首長会議を開催しませんかと言っていただきたい。その思いを確認させていただきたいと思います。

この町の未来を守っているリーダーの町長の見解を伺い、私の一般質問を終わります。

○議長（中村　武央君）　浅本町長。

○町長（浅本　邦裕君）　いずれにいたしましても、まず１市３町で会議を開くのは必要だというふうに思っておりますので、１市３町の会議を開くよう要請をさせていただきたいというふうに思っております。

その中で、先ほど来の話も含めて、検討をしてもらえるよう働きかけたいと思っております。

以上です。

……

○議長（中村　武央君）　ここで休憩に入ります。再開を１１時１０分、１１時１０分といたします。

午前１１時００分休憩

……

午前１１時１０分再開

○議長（中村　武央君）　再開いたします。

細田留美子議員。

○議員（１２番　細田留美子さん）　それでは通告しています南海トラフ巨大地震への対策について、質問いたします。

県は昨年１２月２６日に、この地震が発生した場合の被害想定の速報値を公表しました。新聞にもしっかり大きく出ておりました。（新聞を示す）この２０１４年の前回調査から１０年が経過したことから、一昨年より有識者による検討委員会を県は設置しています。

今回の公表の中で、地震の中でも最も発生する可能性が高いとされている南海トラフ巨大地震に見舞われた場合の最悪の事態においては、死者数は多い順で周南市８３人、次は驚いたことに

平生町８２人、柳井市の６７人と続いています。この発表に町民の間に衝撃が走りました。これまで、平生町は災害の少ない安全で安心な町だといわれてきました。平生町行政として、この公表に対してどのような行動を取られたのか、まず質問いたします。

○議長（中村　武央君）　浅本町長。

○町長（浅本　邦裕君）　それではお答えします。

山口県は、令和６年１月に発生いたしました能登半島地震の教訓を踏まえまして、令和６年４月に山口県地震津波防災対策検討委員会を設置し、第１回検討委員会を開催して以降、継続的に審査を行ってまいりました。

昨年１２月２６日の第６回検討委員会では、南海トラフ周防灘断層群地域津波被害想定結果の速報値が示され、南海トラフ巨大地震による本町の人的被害は速報値で死者数が８２人となることが示されました。

今回の被害調査の想定は、平生町における最大震度は６弱、地震の発生時刻は阪神淡路大震災と同様の冬期の早朝５時という就寝中の時間帯で、風速は関東大震災時と同様の１５メートル、大潮の満潮時で海岸線の堤防は全て破壊・沈下するという想定でき得る最悪の条件下での計算がされております。地形や建物等のデータについても、これまでより精密な情報を使用し、より詳細な計算結果となっております。

今回のシミュレーションの結果ですが、平成２５年の前回調査との比較では、最高津波水位は３．８メートルから３．０メートルと低くなりましたが、３０センチメートル以上の浸水域は２９１ヘクタールから３７６ヘクタールに広がる結果となっております。最高津波水位到達時間は１２７分後であり、前回調査とほぼ変わりません。人的被害は死者数８２名、負傷者数７８名であり、死者数は全てが津波によるものと分類されておりますが、人的被害の補足事項として津波による被災者については、地震発生とともに堤防等が破壊・沈下することで、津波到達よりも早く浸水の被害を受けることがあるとされており、このことにより平生町における死者数が増加したものと考えております。

平生町においては、地域発生後、津波による海面変動により、海面が３０センチメートル高くなるまでの時間が１０７分後、１メートル高くなるまでの時間が１１９分後、そして最高津波水位３メートルへの到達時間は１２７分後であり、避難する時間は十分あると考えておりますが、今回発表の速報値の死者数については冬期の大潮の満潮時に地震発生の影響により、堤防が破壊・沈下のため機能せず、津波の来襲より前に、低地への海水の流入に巻き込まれ死亡するという調査結果となっており、単に津波による死者数ではないという状況でございます。

津波に対しましては、地震発生後の速やかな避難行動により死者数の減少、堤防が機能していれば死者数をゼロにすることも不可能ではないと考えておりまして、大地震発生後に津波警報等

が発表された場合には、防災行政無線等を通じ速やかな避難行動を取るよう呼びかけを行うこととしております。各自治会等でも逃げ遅れることがないよう、日頃から住民間の声かけが行える協力関係を築いていただければと思っております。

また、先月２７日に開催された第７回検討委員会では、地震発生の翌日の避難者数が示され、平生町は８，３６０人と、前回平成２６年３月と比べまして１，８８４人増加しております。今回初めて算出された災害関連死は平生町では２２人から４４人と示されました。今月行われる第８回検討委員会で、最終報告書案が示されることとなっておりますが、そこで示される被害想定を受けて、関係各課で情報を共有し、ハード面とソフト面の両方からいかに被害を最小限に止めるか、対策とその優先人員を明確化していく必要があると考えております。

南海トラフ巨大地震は、近い将来必ず発生するといわれております。そのときに、被害が最小となるように現在進めております避難所の環境整備とともに、災害に強いまちづくりを進めてまいりますので、御協力をいただけますようよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（中村　武央君）　細田留美子議員。

○議員（１２番　細田留美子さん）　説明をありがとうございました。

平生町地域防災計画も、何か大きな地震や災害があるたびに改正されております。今回ももちろん改正されるとのお話でした。津波による死者というのは、津波のタイムラグがありますから、百何分とおっしゃっていた。その間にきっちりと行動できればゼロに近づけることができる。

ただ、今まで皆さん安全だ、安心だと思っていらっしゃる安全バイアスというか、思い込みが一番怖いと私は思っております。町として今、コミュニティ協議会でそういった防災の訓練をしたりしておりますけれど、あれもごく一部の人しか参加されていません。そういった中で、町としてできること、例えばさっきの避難所の整備をしっかりしていくという話でしたけれど、八千何百人の避難人数でしたらとてもキャパシティーとしてそれは無理です。

住民として行動しなくてはいけない、住民の自分の命は自分で守るという、まずそういうしっかりとした意識と、今までの安全神話をぼっと信じているのではなくて、しっかり情報として今回の死者８２人とかいったそういった情報を、しっかりと落とし込むことで、危機意識を持ってほしいと思っております。その危機意識を持ってもらうための町行政と住民との災害対策の避難訓練の新しい事業を考えておられないか、お伺いいたします。

今までやっている事業では、少し弱いように思っております。町としてしっかり住民の命を守る、そういった事業は考えられないかをお尋ねいたします。

○議長（中村　武央君）　浅本町長。

○町長（浅本　邦裕君）　今確かにいろんな訓練はしておりますが、どのような訓練がいいのかも

含めて、これから検討してまいりたいと思います。やっぱり訓練といいますか、これは何回もやることは大切だというふうに思っております。

私が昔いたところで、久慈市というところに石油の備蓄タンクが陸の中にありまして、そこで東日本大震災が起きたとき、その中には何千人の従業員が中に入っているんです。洞窟の中です。それが、あの地震で一斉にみんな避難した。高台に上がって、ちゃんと何々株式会社の何名とか、全部それをチェックして全員無事だったという話がございまして、それはなぜかというとやっぱり訓練なんですね。訓練してたからこそできるんであって、いきなりやれって言われてもできないのが普通です。

だから、あのときの教訓としては、同じ子供たちでも訓練してた子供たちはちゃんと高台に逃げて、訓練もしてないでどうしようどうしようかって言ってそこにとどまった子供たちは被害に遭ったというような教訓もございますので、やっぱり訓練をどのように効率よく身につくようにできるかということも含めて、今後、私どもとしても検討していきたいなというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議長（中村　武央君）　細田留美子議員。

○議員（１２番　細田留美子さん）　今訓練は大事だとおっしゃっていました。貴重なお話をお伺いいたしました。町長は災害対策については常に高い意識をお持ちで、その経験と知識を最大限に生かしたこれからの取組を期待して、この南海トラフ巨大地震への対応についての質問を終わります。しっかりした訓練ができることを期待しております。

それでは、次の質問に入ります。

令和８年度の予算は、第五次平生町総合計画の後半の初年度に当たる節目の予算となります。先ほど説明がありましたけれど、平生町の将来像となる「自然豊かな活気あふれる幸せのまち平生」の実現に向けた６年目の予算組みとなります。

町長は、この８年間平生町のあるべき姿を思い描きながら、職員の先頭に立ち、旗振り役を担われてきました。今年度の予算への取組は、２期目の最後のものとなります。町長として町の未来を守る責任を盛り込まれたことと思います。今回の予算編成するに当たり、各課長にどのような指示を出されたのか、質問いたします。

２番目に、過去最大となった予算規模についてお尋ねいたします。

これについても、歳入歳出で先ほど説明がございました。今回の歳入歳出について、大きな歳入歳出になりましたので、どういうことを配慮されたか、お尋ねいたします。

最後に、今回の予算立てに関わった５人の課長が、役職定年を迎えられたことについてです。これまでこのような経験はなかったように思います。このことがどうこれからの町行政の予算を

進める上で影響はどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

以上、３つ、１つ目は２期目最後の予算は町長として責任を果たしたものになったか、各課にどのような指示をされたのか、そして過去最大の予算規模となったが歳入歳出で特に配慮したことはあるのか、最後に５人の課長が役職定年を迎えられましたが、予算を執行するに当たり影響はないのか、あるのならその対応をお伺いいたします。

○議長（中村　武央君）　浅本町長。

○町長（浅本　邦裕君）　御質問のとおり、令和８年度は第五次平生町総合計画の６年目であり、後期実行計画及び第３期総合戦略の初年度となります。令和８年度の予算編成に当たりましては、総合計画に定める５つの基本目標の実現に向けて、重点施策事業として地域防災力の強化、子ども・子育て政策の推進、地域資源を活用した地域ブランド戦略の３つの分野の推進に注力するよう指示をいたしました。

また、限られた財源の中でよりよい施策を展開するため、事業に対する視点やアプローチの方法を見直すことで、新たな価値や財源を見出すなど創意工夫を持って、共に難局を乗り切っていきたい旨、予算編成説明会の場において直接職員に伝えたところでございます。

令和８年１２月に、私の２期目の任期が満了となりますが、私は就任当初から一貫して地域防災力の強化を推進してまいりたい。いつ発生してもおかしくないとされている南海トラフ巨大地震への備えに猶予はなく、令和７年度にはトイレトラックの導入、令和８年度には防災公園等の建設工事に着手するなど、足早に施策を推進してまいりました。

先ほどの質問でもお答えをさせていただきましたが、県では南海トラフ・周防灘断層群地震津波被害想定の見直しを行っています。最新のデータを使用して見直しが行われており、町におきましてもその結果を用いて地域防災計画を見直す必要があります。災害対策に終わりはなく、引き続き計画的な整備を進めていく必要があると考えております。

子ども・子育て政策におきましては、令和５年度に実現いたしましたこども医療費の完全無償化をはじめ、カンガルーノひらお育児応援事業や学校給食無償化事業などを引き続き実施することとしており、これらの助成が安心して子育てできる環境づくりの一助となっていると考えております。

そのほか地域課題であります交通空白地における生活交通の確保に向けた取組として、公共ライドシェアの実証運行を行うなど、責任を実現すべき事業を可能な限り実施することとしており、任期の最終年度としてふさわしい予算となっていると考えております。

令和８年度の予算規模は、昨年に引き続き過去最大となるものであります。予算編成に当たりまして歳入においては財源の確保策として国や県の補助金等を最大限に活用するほか、緊急防災・減災事業債などの交付税措置率の高い地方債を積極的に活用することで、将来負担の抑制に

も配慮しております。

また、即効性の高い財源として、ふるさと納税の強化を図ることとしております。特に令和７年度の税制改正で３年間の期限延長がなされた企業版ふるさと納税制度の活用に向けて受入れの前提条件となります地域再生計画の見直しを行い、特定財源として幅広い事業に充てることができるよう準備を進めております。

歳出においても事業の緊急性や費用対効果を厳しく精査し、限られた財源を真に必要な施策へ重点的に配分をいたしております。

それから、令和７年度末をもちまして、５人の課長職が役職定年を迎えます。これまで、それぞれ管理職として私を支えていただきました。役職定年制度は定年引上げに伴い、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するために導入されたものでございます。

一般的に組織にとって退職者が例年より多い年における最大のリスクは、知識・経験の喪失であると思われますが、同時に組織の若返りや業務効率化を進める大きなチャンスにもなり得る状況であるとも捉えております。幸いにも５人の役職定年者は、全員職員として勤務を続けることとなっておりますので、置かれる立場は変わりますが、今後も本町の発展のためにこれまで積み重ねてきた経験を生かしていただきたいというふうに思っております。

また、新たな体制となりましても、令和８年度の予算執行を着実に行い、各課が掲げた施策事業を推進していくことができるよう、副町長をはじめ組織全体で新たな課長を支えることができる風土の醸成に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村　武央君）　細田留美子議員。

○議員（１２番　細田留美子さん）　いろいろな説明を受けました。町長の得意分野の地域防災力の強化、今回は３つ挙げられて子ども・子育て政策の推進、地域資源を活用した地域ブランドの戦略を重点目標として位置づけて、今回の予算組みをされました。

その中で、各課長には限られた財源で最大の効果を上げるよう指示をされたとのことです。しっかり課長たちもその取組をされたと思います。いろんな国の交付金とか県の交付金事業、補助金、あとは企業の交付金なんかもしっかり活用して、今までも町長はそういった活用をしっかりされておりますので、今以上の活用をされるよう情報収集にも力を入れられたらと思います。

先ほどふるさと納税の話がございました。個人版のふるさと納税、残念なことにだんだん下がってきているのが現状です。今、企業版のふるさと納税についても言われましたけれど、どのような取組で財源確保を図られるのでしょうか、今回先ほど町長が言われたように２０１６年創設のこの事業は、返礼品も原則はなしです。２０２５年度から３年間この制度が延長されております。企業版ふるさと納税マッチングアドバイザーの制度を使って内閣府も応援しています。

この活用も考えられているのでしょうか、お伺いいたします。

３番目の役職定年のお話、これについてはリスクもあるけれど、若返りのチャンスでもあるというお話でした。予算執行を着実に進められるようしっかり陣頭指揮を執っていただきたいと思います。

そこで、先ほど副町長の話もございましたけれど、お尋ねいたします。今回は、課長が５人役職定年をされた上に、町長選が１１月に予定されています。これまでも町長の補佐を担われてきましたが、今年度という変化の多い年に副町長として町財政運営、町政運営に携わる決意と、どう取り組まれていくのかお尋ねしたいと思います。

安定的な財政運営についてと、副町長にはスムーズな町政運営のための取組と決意をお伺いいたします。

○議長（中村　武央君）　暫時休憩をいたします。

午前１１時３７分休憩

……

午前１１時３８分再開

○議長（中村　武央君）　再開いたします。

浅本町長。

○町長（浅本　邦裕君）　お答えをいたしたいと思います。

企業版ふるさと納税制度でございますが、これは条件がございまして地域再生計画の中に入ってないといけないということなので、そこについては今後見直しをしながら、企業版のふるさと納税ができるようにやっていきたいと思います。実績としては１件の企業版ふるさと納税がございます。

ただ、いろんなやり方もあるので、それらも含めて検討していきたいな、少しでもふるさと納税が増えるように今は普通の、普通のという言い方は変なんですが、ふるさと納税というのをやっていますけど、これもおっしゃるとおりどんどんどんどん金額が減りつつあるということなので、これはやはり魅力のある返礼品を開発するというのが基本じゃないかなというふうに思っておりますので、これも含めて魅力ある返礼品についても、町内で検討していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村　武央君）　友田副町長。

○副町長（友田　　隆君）　それでは、議員御質問のこれからの町政運営並びに財政運営に対する町長を支える気概というようなところで、御答弁させていただきます。

副町長としての私の最大の使命は、町長の掲げる施策理念を深く理解し、それを具体的な行政

執行という形にするということでございまして、さらに職員が安心して能力を発揮できる環境を整えることと考えております。

町長任期の最終年度、来年度におきましては、これまでの政策を形にし、町民の皆様に成果をお届けする総仕上げの年になろうかと思います。先ほども不安材料ということで、５人の課長が役職定年ということもありましたが、このベテラン職員が第一線を退くという変化のときだからこそ、私の今までの行政経験をもって町長と職員、そして職員同士をつなぐ扇の要として役割を果たす覚悟でございます。

以上です。

○議長（中村　武央君）　細田留美子議員。

○議員（１２番　細田留美子さん）　ふるさと納税については、魅力ある返礼品の開発ももちろん大切ですし、平生町を応援したいという思いを形にする、そういった事業も必要だと考えております。

その返礼品がなかなか大変なのですが、企業版には返礼品はないと聞いております。企業版のふるさと納税の活用については、２５年は前年度の１．４倍の４６９億９，９００万円で過去最高を記録しております。

平生町に縁のある方から、企業からもちろん納税をお願いするのも一つの方法ですけれど、マッチングアドバイザーがどのような形で企業に働きかけられるのか、ちょっと私もよく分からないんですけれど、そういったものを国がせっかく内閣府がつくっているので、その活用も考えられたらと思います。

そして、副町長には本当に皆さんの職員の要として、しっかりとこの１年頑張っていただきたいということをお願いして、私のこの質問を終わります。

……

○議長（中村　武央君）　中村一幸議員。

○議員（３番　中村　一幸君）　それでは、一般質問をさせていただきます。

１問目は、秋森道路公園にトイレの設置をという題で質問させていただきます。

平成３年９月２７日、平生町にも甚大な被害をもたらした台風１９号、特に丸山から尾国地区まで、県道２３号線光上関線が崩壊し、２年６か月の年月をかけ復旧しました。

当時、停電が３日間も続き、町民はこのような体験をしたことがありませんでした。どう対応したらよいか分からなかったのを覚えています。総工費３１億７，２００万円の大工事で、町内の建設業者が総出で対応していました。この災害は、平生町民の中で忘れかけられている災害ではないでしょうか。

この台風１９号で佐賀地区が被害に遭ったことを忘れないためにも、秋森道路公園を整備し、

元の状態に戻して町内外から多くの方に立ち寄っていただける公園にするべきではないでしょうか。景色のいい場所なので散歩やウオーキングの目的地として選んでもらえる場所、そして海を眺めながらお弁当が食べられる休憩場所になればと思います。

以前は、せめてもの方向性としてトイレの撤去を求めていましたが、住民たちが頑張って公園の景観整備をしたので、改めてトイレの復旧を求めます。秋森道路公園を平生町民が忘れてはならない公園にするためにも、トイレの復旧をお願いします。

○議長（中村　武央君）　浅本町長。

○町長（浅本　邦裕君）　お答えをいたします。

秋森道路公園につきましては、これまでも御質問をいただき説明をさせていただいております。この公園につきましては、山口県が整備を行い、平成８年から県と維持管理委託契約を締結を行い、公衆用トイレや公園内の清掃、草刈り等の維持管理を行ってまいりました。

平成２９年に配電盤の故障により、井戸水のくみ上げができない状況となり、トイレ使用に支障を来すこととなったため、トイレの使用を中止いたしたところであります。平成３０年２月、県に対してトイレの復旧または廃止を要望いたしました。議員御指摘のとおり、秋森道路公園は景観もよく魅力ある公園でありますが、トイレ施設の復旧につきましては設置費用や清掃等の維持管理に係る費用面も考慮いたしますと、県においても町としても復旧は難しいと考えております。

しかしながら、今後においてもトイレの復旧については県に粘り強く要望してまいります。いずれにいたしましても、道路公園を利用する人が少しでも満足いただけますよう、引き続き駐車場や遊歩道などの美化清掃には努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村　武央君）　中村一幸議員。

○議員（３番　中村　一幸君）　御答弁ありがとうございます。トイレの復旧をぜひお願いしたいのですが、現状の使用できないトイレがあると景観が悪く、トイレがあると勘違いされ、立ち寄られる方がいらっしゃいます。トイレの撤去を最優先して復旧をお願いします。

それでは、２問目の質問に入ります。

２問目の質問、地域交流センターに手すり取付けをという題で質問させていただきます。令和５年１２月議会一般質問で、地域交流センターに手すりの取付けをお願いしましたが、その後どうなっていますか。

高齢化が進み、地域によっては住民の半数以上が後期高齢者になっています。靴を脱いでスリッパに履き替えることも不自由になっている方もいます。いろいろな面で困り事があるのが現状です。入り口の前の階段で履き替えるとき、そして壁に手すりがあれば後期高齢者や利用者に優

しい地域交流センターになるのではないですか、お伺いします。

○議長（中村　武央君）　浅本町長。

○町長（浅本　邦裕君）　お答えをいたします。

地域交流センターへの手すりの設置につきましては、令和５年１２月の定例会におきまして中村議員から御質問いただき、利用者の高齢化が進む中で安心安全に利用できる環境整備の重要性を認識したところでございます。

その後の対応状況についてでございますが、各地域交流センターの実態調査を行い、玄関入り口やげた箱付近への手すり、椅子等の設置状況を確認いたしました。

既に一部の地域交流センターでは、椅子の設置やすのこの付設など、利用者の安全性の向上に取り組んでいるところでございます。議員御指摘のとおり、高齢利用者の増加は本町において顕著であり、転倒等の事故防止の観点からも手すりの設置は課題と認識をしております。

この新年度予算におきまして、佐賀地域交流センターに手すりの設置を予定しております。引き続き子供からお年寄りまで、安全安心に利用できる施設の環境整備に向けて、本庁と各地域交流センターが連携をしながら取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村　武央君）　中村一幸議員。

○議員（３番　中村　一幸君）　今のお答えで、佐賀地域交流センターへ手すりの設置の予定があるということをお伺いしました。佐賀地域交流センターのどの辺りに手すりがつくのか、交流センターが安心して安全に利用できる場所にするためにも、利用者が使いたい場所へ手すりの設置をお願いしたいと思います。

○議長（中村　武央君）　浅本町長。

○町長（浅本　邦裕君）　御質問でしたが、佐賀地域交流センターのどこに手すりをつけるのかということでございますが、今のところ玄関につけるというふうに聞いていますが、いずれにしてもよく見て、どこにつけたのが一番いいのか、またどこが一番危険なのか、これらも含めてそのときにちゃんと一番適切な場所に手すりをつけようということでございますので、そのときはまたいろいろな御意見も聞きながら、どこがあったらいいねというのを、ちゃんとそれらの要望も踏まえて手すりをつけていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村　武央君）　中村一幸議員。

○議員（３番　中村　一幸君）　現在予定は組んでいるが、どこにつけるかはまだ決まっていないということですので、こちらから再度同じことを申し上げますが、利用者が使いたい場所へ手すりの設置をお願いします。

以上で、一般質問を終わります。

……

○議長（中村　武央君）　ここで休憩をいたします。再開を１３時、午後１時といたします。

午前１１時５５分休憩

……

午後１時００分再開

○議長（中村　武央君）　再開いたします。

引き続き一般質問を行います。中本敦子議員。

○議員（５番　中本　敦子さん）　通告に従い質問します。

変わっていく自治会と持続可能な活動の進め方についてです。

人口減少のため、工夫もしてまいりましたが限界があり、広域的に考える必要があるのではないだろうか。

問題点は多々あるとは思いますが、３点お尋ねします。

公用車の２トントラックの借入れは土日のみで、希望自治会が多い場合は抽せんであるため、利用できないケースが多いのでは。例えば所定の場所を決め、平日に回収してくれるようなよい方法はないか伺います。

２つ目です。空き家や荒廃地の増加、管理者不在の空き家や荒廃地が増加しており、近所や自治会が対応に苦慮しています。これもよい方法はないでしょうか。

自治会の高齢化による活動の低下です。街中に比べて中山間地においては、生活道路、河川などの維持管理は広範囲で、自治会が保全をしてきましたが、高齢化のため、体力がついていかず困難になってきているのが現状です。よい対応はないかお伺いします。

○議長（中村　武央君）　浅本町長。

○町長（浅本　邦裕君）　議員御指摘のとおり本町においても、人口減少、少子高齢化の進行により自治会単独での活動が困難になってきていることは強く認識しているところでございます。また、現在の多様化、複雑化した地域課題の解決には、単独自治会という枠組みだけでは困難になりつつあるとも認識をいたしております。

自治会は住民同士の親睦、生活環境の維持・向上、防災・防犯活動など地域生活を支える最も身近な基礎的組織であり、その役割は今後もますます重要であると考えております。

しかしながら、役員の担い手不足、高齢化による活動力の低下、若い世代の未加入、参加不足など、多くの課題を抱えていることも事実でございます。

議員御指摘の広域的に考えるという視点につきましては、本町ではこれに対応するため、自治会よりも大きな枠組みである地域交流センター単位のコミュニティ協議会の設立を支援し、自治

会、各種団体、行政が連携して地域の課題や将来像を話し合い、自助・共助・公助の視点で役割を担う住民自治組織として機能するよう取り組んでまいりました。

活動の進め方といたしましては、自治会でできるものは自治会、できないものは広域的コミュニティ協議会、町全体で取り組むべきものは町が担うという役割分担を基本と考えております。

また、各地域交流センターに職員を配置し、コミュニティ協議会の活動を支援するとともに、地域の巡回・点検・課題整理なども行っているところでございます。

自治会の役員の皆様には大変御苦労をおかけしておりますが、役員業務の分担、負担軽減に向けた取組を各コミュニティ協議会と連携しながら進めるとともに、引き続き自治会活動交付金等の財政的支援も充実させながら、持続可能な地域づくりに向けて行政と地域が一体となって取組を進めてまいります。

次に、自治会清掃活動への支援についてであります。

現在、町では、清掃用のごみ袋の支給をはじめ、刈り取った草の仮置場の確保とその処分、また、側溝清掃の汚泥処理のサポートなども行っておりますが、役場の閉庁日における２トントラックの貸出しにつきましては保有台数に限りがあるため、やむを得ず抽せんとさせていただいております。

また、御希望のありました町による刈り草の直接収集につきましては、人員や体制の確保が難しく、町内全域で一律実施は困難であろうと思います。

しかしながら、高齢化が進む中での自治会活動支援として、どのような対応の余地があるのかについては引き続き考えていきたいと思います。

次に、空き家対策についてでありますが、自治会の皆様が地域の環境を守るため空き家周辺の管理を担っていただいていることに対し、深く感謝を申し上げます。管理がされていない空き家につきましては、町から所有者へ指導を行っておりますが、所有者の所在が不明であったり反応がないなど対応に苦慮するケースも多々ございます。

こうした中、令和６年度からはアンケート等を用いて所有者の意向を確認し、一歩踏み込んだ指導や、所有者が町外であっても、近隣であれば訪問して直接お話をするといった取組を始めております。

今後も他市町の対応なども参考に情報収集を行い、あらゆる方策を講じながら粘り強く解決に努めてまいります。

生活道路や河川等の維持管理が高齢化により困難になってきている状況は町としても重要な課題と認識しております。現在、町道については、道路作業員により定期的な草刈りを実施しております。また、赤線等の法定外公共物については、利用者の管理が基本となりますが、支障を来す箇所について相談を受けた場合には、状況を確認の上、その都度対応しているところでござい

ます。

コミュニティ協議会や自治会等のボランティアによる自主的な環境整備活動につきましては、引き続いて支援を行ってまいります。

いずれにいたしましても、今後も、行政、地域、ボランティア団体が役割を分担しながら連携する仕組みづくりの検討を進め、持続可能な地域づくりに向けていけたらと考えております。

以上です。

○議長（中村　武央君）　中本敦子議員。

○議員（５番　中本　敦子さん）　このテーマは、１年１回自治会集会が各地域で、曽根地区でも開催されていますが、責任は重く、人前で質問や意見交換をすることに慣れていないので自治会長はできない、外してほしいとの声もあります。

代々続いている地域の環境を守る道づくりは、自治会活動の中でも住みよい自治会や地域づくりの主要な行事です。中山間地では、草、木は多量で処理方法は大変です。火をつければ火事の原因。消防との関係を町民に納得させることは大切と思われます。道づくりの不参加料を増額した自治会もあるようです。

空き家や荒廃地の増加について少しばかり述べさせていただきます。

令和８年、今年２月のひらお広報には、世帯数１９件増加し、久しぶりに笑顔。しかし空き家や荒廃地には関係していません。現在住んでいる町民には、草刈り、イノシシ対策、茂る小枝が道まで広がると地域でチェーンソーで切っている状況。持ち主にはその状況は届きません。このままの状況が続けば、若者、担い手は夢や希望がなくなり、都会に希望も感じて出ていくのではないか、不安にもなります。

自治会の高齢化による活動の低下も一つ例を挙げさせてもらいます。

中山間地に住んでいる私たちは、人口減少、担い手不足の自治会をいかに空き家、荒廃地を工夫して、他の町から１軒でも移住してくれる若者の元気をいただきたいため、住みよい自治会、環境のよい自治会、若者、担い手が存続できる自治会をつくる強い思いがあります。

地域は、住んだところは、今、高齢者ばっかりになっていますが、離れられないのです。頑張りたいと皆さん思っています。

海、水田、オリーブ畑、野山の風景など平生町の自然の美しさは財産です。少しでもこの環境が維持できるよう、先ほど町長さんがいろいろと述べてくれましたので、それらも踏まえてですが、これから前向きな策を講じていただきたいと思います。また、いただけないでしょうか。

○議長（中村　武央君）　浅本町長。

○町長（浅本　邦裕君）　今、いろいろとおっしゃっていただきました。そのとおりだと思います。町としてできることを考えてみますと、全てを一遍に何もかもできるということはちょっと不可

能かなと思います。

いずれにしても、自治会で困ったこと、これはちょっと大変だなということについては、町に相談してください。町に相談すれば何らかの手当てはできるんじゃないかと思っていますし、職員も一生懸命、それに対して対応できるかというのを考えて、一番いい対応策を考えることができると思いますので、自治会の皆さん本当に大変御苦労されているというのは十分承知をいたしております。もう本当困ったことがあれば、ぜひとも町のほうに、これこれこういうことで困っているということを言っていただければ、それは何らかの解決策を職員も一生懸命頑張って考えますので、自治会と町、一緒になって解決を図っていくしか私は方法はないと思いますので、ぜひとも町のほうにいろいろと御相談をしていただければと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（中村　武央君）　中本敦子議員。

○議員（５番　中本　敦子さん）　ありがとうございます。思いはみんな一つだろうと思います。誇れる平生町、平生町に住んでよかったという、最終的にはそこだと思いますので、皆さんで協力することが大事だなと感じました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それでは２問目の質問に入ります。農業構造転換集中対策による農地集約化や農業の技術革新を図る政策について、平生町の方針です。

首相の施政方針演説で、農地集約化や農業の技術革新を図るため、別枠予算を確保して対応を進める方針が打ち出されました。

１２月議会の質問で、「まず地域の思いを一つにして、その内容を地域計画に盛り込むことから進めていく必要がある。座談会などでしっかり協議を重ねて、今後の方向性を決めていく」との御回答をいただいております。３回目の座談会はいつ頃を予定していますか。

また、平生町内の農業従事者、農地所有者、農業委員、認定農業者などとの地域の思いを一つにする連絡方法、連携、関わりは現在どのようなものかお伺いします。

○議長（中村　武央君）　浅本町長。

○町長（浅本　邦裕君）　お答えをいたします。

第２次高市内閣での首相の施政方針演説を聞かれての質問であろうかと思います。

食料安全保障の分野の政策については、高市政権発足時と同様でございまして、５年にわたる農業改造転換集中対策や別枠予算の考え方についても同様でございます。

したがいまして、町におけるその対応につきましても、さきの１２月定例会で中本議員の質問にお答えしたとおりでございます。

その際に申し上げた内容を受け、地域の思いを一つにするための地域計画の座談会を次はいつ

開催するのかとの質問であろうかと思います。

来年度の座談会につきましては、なるべく早い段階で農業に支障がない時期にと考えておりますが、詳細につきましては未定でございます。

ただ、１２月定例会の際にも申し上げましたとおり、町の主催する座談会は地域の皆様が話合いを進める一手段でございます。話合いは家族での話合いに始まり、地域内での回覧、地域の世話人主催による話合い、既存の集落組織を活用しての話合いなど様々な方法で行うことも可能でございます。

来年度の町主催の座談会の際には、こういった今後の話合い形態についても皆様方と協議させていただければと考えております。

なお、国の制度改正内容や予算は年次的に示されてまいります。必要なものにつきましては、その都度、皆様方に情報提供させていただきます。

次に、農業従事者、農地所有者、農業委員、認定農業者などとの連携、関わりはどのようなものかとの質問にお答えいたします。

地域計画の実現に向けて御指摘のような関係者や町や県、農業委員会やＪＡなど関係機関が一体となって取り組むことが必要となってまいります。

関係機関は地域計画を地域農業の指針として根づかせるため周知を行っていく役割を有していると考えておりまして、地域計画の内容の周知や、座談会開催案内を広報やホームページなどを通じて行ってまいります。とは申しましても、地域計画は新しく生まれた考え方でございますので、なかなか全ての人の目に留まるというのは難しいと感じております。そういった折には、地域の皆様方の口コミで広げていくなど、議員がおっしゃられる関係者を含め皆で協力して地域計画の浸透につなげていければと期待しているところでございます。

地域計画は、地域農業者が主体となる話合いではありますが、農業のみならず地域全体の将来指針でもございます。この地域住民も含め多くの方々が協力して計画の実行に取り組んでいけたらと期待しているところでございますので、中本議員におかれましても引き続き御協力いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中村　武央君）　中本敦子議員。

○議員（５番　中本　敦子さん）　３回目の座談会開催日を本会議で尋ねるようではお互い本気度が感じられません。農業構造転換集中対策は５年計画です。時間はありません。隣の柳井市、田布施町では早くから国庫補助事業に取り組み、農地整備が進み、終わりに近づいているように見えます。今後進めていくには、行政は２つの市町の手順や方法を参考にして、座談会を開催をするほうが農家の人も理解し納得できるのが早いのではないだろうか。どうでしょうか。

○議長（中村　武央君）　浅本町長。

○町長（浅本　邦裕君）　回答になるのかどうかよく分からないんですが、私もずっと前からも言っておりますとおり、その農業者の方々が望んでることは何なのかというのをはっきり示していただくというのが私は基本だろうと思います。

座談会の中で、どのようにしていきたいんだという方針をちゃんと農業者の皆さんが統一して皆さんが同じ方向でこれをやってほしいということであれば、町としてできることは全てやっていきたいと思っておりますので、そういう座談会も含めていろんな話合いがあろうかと思いますが、そこの中で農地をどうするんだというようなことをはっきり、自分たちのここはこういうふうにやっていきたいんだということをまとめていただければ、町としてはそれにのっとって対応策を考えたいと思っておりますので、まずはやっておられる皆さんが統一して、このようにやりたいということを決めていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村　武央君）　中本敦子議員。

○議員（５番　中本　敦子さん）　町長さんの思いもよく分かるような気がします。大変でしょうが、自然豊かな平生町であり続けるよう願っています。

終わります。

……

○議長（中村　武央君）　長尾忠明議員。

○議員（２番　長尾　忠明君）　通告に従いまして質問させていただきます。

教育全般における国旗及び国歌の取扱いについて質問いたします。

先月開催されたミラノ・コルティナ２０２６冬季オリンピック、これからパラリンピックも開催されますが、まずもって日本代表選手団の活躍に心からの敬意と祝意を表します。

厳しい鍛錬の末に世界の舞台で示された挑戦は、私たちに大きな感動と誇りを届けてくれました。表彰台で掲げられる国旗、そして会場に響く国歌は勝利の象徴であると同時に多くの支えと努力が結実した瞬間でした。私たちはその喜びを大切にするとともにオリンピック憲章が掲げる相互理解、友好、連帯、そして平和の理念を忘れてはならないと思います。

この自国を誇る心は、他国を尊重する姿勢と両立いたします。日本選手の栄光をたたえるときこそ、他国の選手の健闘に拍手を送り、違いを超えて互いを認め合う気持ちを広げていきたい。分断ではなく融和へとつなげること、それがオリンピック精神であり、私たちが日常で実践できる平和の形の一つだと信じております。

オリンピックに限らず様々な場面で日本国を象徴する国旗及び国歌は法令に位置づけられており、学校教育においても重要な意義を持つものと考えております。とりわけ子供たちが自国を理

解し尊重する態度を育むことは人格形成や公民としての基礎を培う上で重要であります。

そこで３点についてお尋ねいたします。

まず、町教育委員会として、町内小中学校における国旗及び国歌の取扱いについて、どのような基本的考え方を持っておられるのかをお尋ねいたします。

国旗の歩みについては、明治期の日本商船の国旗として制定された後、平成１１年１９９９年の国旗及び国歌に関する法律の制定により、法的に日本の国旗は白地に紅色の円のいわゆる一般的に親しまれている日の丸、正式名称は日章旗ですが、それが正式に日本国の国旗として定められました。

また、国歌については、明治期に作曲され、慣習的に定着し、国旗と同じく同法律に定められたと認識しております。

そして、国旗及び国歌の指導については、文部科学省が定める学習指導要領に基づき行われているものと承知しております。

また、県教育委員会からの通知や指導もあると考えますが、本町の考え方は国の学習指導要領に基づくものなのか、県教育委員会からの通知に基づくものなのか、あるいは、町独自に整理した方針があるのかお示しください。

さらに、国旗及び国歌をどのような教育的意義の下に位置づけているのかについても御説明をいただきたいと思います。

２点目、次に、入学式や卒業式などの儀式的行事における取扱いについてお尋ねいたします。

現在、町内の小中学校において、国旗掲揚及び国歌斉唱はどのように実施されているのか。実施方法や運用について、町教育委員会として統一的に定められているのか、それとも各学校の判断に委ねているのかお示しください。

また、県教育委員会から具体的な通知や指導が出されている場合には、その内容と本町での対応状況についても併せて御説明願います。

さらに、儀式的行事に限らず、日常の授業の中で、国旗及び国歌についてどのような指導が行われているのかをお尋ねいたします。

例えば、社会科や音楽科など、教科指導の中で歴史的背景や意味について触れているのか。また、児童生徒の発達段階に応じた指導の工夫についてもお示しいただければと思います。

最後に、今後の取扱いの方針についてお尋ねいたします。

社会情勢や教育環境の変化を踏まえ、国旗及び国歌の取扱いについて改善を検討している点はあるのか。また、国を尊重する態度の育成について、単に形式的な儀式にとどまらず、子供たちが自ら理解し、主体的に考える教育へとどのようにつなげていくのか、その具体的な方向性についてお考えをお示しください。

国際化が進む現在においては、自国を理解し尊重する態度とともに、他国を尊重する姿勢も重要であります。本町の教育の中で、そのバランスをどのように図っていくのかも含めて御答弁を求めます。

以上、３点についてお願いいたします。

○議長（中村　武央君）　中本教育長。

○教育長（中本　　稔君）　教育全般における国旗及び国歌の取扱いについての御質問にお答えいたします。

まず、１点目の国旗及び国歌の取扱いについての平生町教育委員会としての基本的な考え方についてお答えいたします。

平生町教育委員会といたしましては、学校の儀式的行事において国旗を掲揚し国歌を斉唱することは、児童生徒が我が国の国旗と国歌の意義を理解し、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てるために大変重要であると考えております。この考えは、学校教育法及び学習指導要領に基づいております。

学習指導要領においては、特別活動の学校行事の項において、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」と明記されております。

次に、２点目の儀式的行事における取扱いについてお答えいたします。

町内小中学校における入学式や卒業式などの儀式的行事における実施状況につきましては、国旗掲揚については、佐賀小学校、平生小学校、平生中学校の３校全てにおいて入学式及び卒業式の際、ステージ上に掲揚を行っております。

国歌斉唱につきましては、佐賀小学校及び平生中学校においては入学式と卒業式の両方で実施しております。平生小学校においては卒業式のみ実施をしております。

実施の判断につきましては、学習指導要領の趣旨を踏まえつつ、具体的な式の進行や形式については学校運営の責任者である各校の校長の判断に委ねております。

日常の授業における指導につきましては、各学校においては、学習指導要領に基づき社会科や音楽科などの授業を通じて指導を行っております。

具体的には、社会科において国旗や国歌が我が国の象徴であることや、他国の国旗や国歌に対しても同様に尊重する態度を育むよう指導しております。

また、音楽科においては、国歌「君が代」がいずれの学年でも歌えるよう指導を行っているところでございます。

最後に、３点目の今後の考え方についてお答えいたします。

学校教育における国旗及び国歌の取扱いにつきましては、学習指導要領に基づき、児童生徒が

その意義を理解し尊重する態度を育てることが重要であると認識しております。

現在、町内の各小中学校におきましては、入学式や卒業式などの儀式的行事において国旗掲揚及び国歌斉唱は厳粛かつ適正に実施されていると捉えています。

したがいまして、現時点において取扱いの見直し等は予定しておりませんが、今後とも学習指導要領の趣旨にのっとり、児童生徒の発達段階に応じて、国旗及び国歌の意義を正しく理解できるよう引き続き適切な指導の充実に努めてまいります。

国を尊重する態度の育成につきましては、国旗、国歌の指導にとどまらず、我が国の伝統や文化、歴史に対する理解を深める教育活動全体を通じて、行ってまいります。

日本人としての自覚と誇りを持ち、国際社会において主体的に生きる日本人を育成するため、今後とも学校教育の充実に努めてまいります。

以上です。

○議長（中村　武央君）　長尾忠明議員。

○議員（２番　長尾　忠明君）　御答弁ありがとうございました。

日頃の指導や教育の中で形から伝える場面は多いと考えておりましたが、この件についても形骸化してはならず、できる限り内包する思いや考え方、伝える努力は続けなければならないと思い質問させていただきました。

自国に対する認識、誇り、グローバルの視点、インターナショナルの視点からも重要かと思います。英語教育もなされるかもしれませんが、現場においては、各個人でやはり伝えようとするとき、直ちに英語力が必要ではなくて、自分が何者であるかも含めてどういった意見があるか、そういったところを自発的なところが大変重要かと思います。

ぜひとも、これまでどおり引き続き国歌・国旗について取扱いをお願いしたいとともに、また、同じ理由をもって、町章、町旗、校章、校旗、校歌も大切にしなければならないとも考えますし、今年の二十歳のつどいでありましたが、平生町も国際色豊かだなという一場面も見受けられました。社会教育の観点からも、そういう部分がこれから留意するべき点が出てくるかと思いますが、引き続きお願いしたいと思います。

それでは続いて、平生町の基幹システム標準化の遅れと導入効果について質問させていただきます。

本件は、国が進める地方公共団体基幹業務システムの統一標準化の取組であり、自治体の将来を左右する重要な行政基盤整備であります。

本町においても、当初は令和７年度末まで、今月までの移行完了が予定されておりましたが、全国的な遅れが生じております。

そこで４点についてお尋ねいたします。

まず、平生町においても基幹システム標準化が当初の予定どおり進まなかった主な要因について様々な要因が昨年来報道などで指摘されておりますが、どのように認識されているのかお尋ねいたします。

２点目、今後の移行スケジュールについてお尋ねいたします。

現在、平生町では令和９年度以降の本格稼働を見込んでいると聞いておりますが、どのようなスピード感で進めていく予定なのか、現時点での見通しをお示しください。

３点目は、導入後の住民サービスへの効果についてであります。

標準化された基幹システムの導入により、平生町ＤＸ推進計画に示されているとおり、書かない窓口の導入、電子申請やＳＮＳ、ソーシャルネットワークシステムによるサービス拡充、人工知能、ＡＩ、事務作業の自動化、ＲＰＡの利用促進など、マイナンバーカードを活用した行政手続のオンライン申請の拡充、窓口手続の簡素化、他自治体との情報連携の円滑化などが期待されております。

平生町では、令和９年度を一つのマイルストーン、重要な中間的節目として、これらのサービスを順次開始または開始予定とのことですが、町民、関係者などの来庁回数の削減、待ち時間の短縮など具体的に住民にとって実感できる変化は何かについて分かりやすくお示しいただきたいと思います。

最後に、行政運営の効果と将来のまちづくりに対する基幹システム標準化の意義に関するお尋ねをいたします。

小規模自治体である平生町においては、遠くない将来、人口減少と職員数の減少が避けられないと考えております。そのような中で業務の標準化と効率化は不可欠であります。

本基幹システム標準化により、業務効率化、運用コストの抑制、セキュリティーの向上、災害時の業務継続性確保、いわゆるＢＣＰなどを期待されながらの施策だと私は解釈しておりますが、これを単なるシステム更新にとどめず、持続可能な行政体制の構築やデジタルを活用したまちづくりによって、関係人口、流動人口、これから本格的に起こるであろう二拠点居住促進の流れを確実に受け止めるための仕組みをつくるために必要なシステム構築だとも期待しております。それらにしっかりつなげていくお考えなのか御答弁を求めます。

以上４点についてお願いいたします。

○議長（中村　武央君）　浅本町長。

○町長（浅本　邦裕君）　地方公共団体情報システムの標準化につきましては、これまで機会を捉えながら状況報告をさせていただいておりますが、改めて整理いたしまして御質問にお答えさせていただきます。

まず、遅れの要因につきまして、この標準化への移行につきましては、政府が定める基本方針

の下、令和７年度末までに完了することが目標とされておりました。

本町では標準化の対象業務が１８業務ございまして、そのうち３業務は今年度中に移行が完了いたしましたが、残り１５業務は令和８年度以降の完了となる見込みでございます。

遅れが生じた主な要因といたしましては、まず本町が採用しておりました現行システムの開発事業者が標準化移行から撤退したことにより新たな開発事業者への乗換えが必要となったこと、加えて、一部システムの提供時期に遅れが生じたことによるものと認識をしております。

背景といたしましては、全国的なシステム開発者不足の中、開発事業者は通常の法改正への対応に加えまして、国から度重なる標準仕様の変更が加えられたことで対応が困難な状況となりました。また、各システム間のデータ連携は非常に重要でありますことから、一部のシステムに遅れが生じますとそれが全体の遅れに波及してしまうという事情もございます。本町において特に影響が大きかったのは、子ども・子育て支援システムの提供時期の遅れでございます。

こうした事情から、安全かつ確実に標準化への移行を進めるためには、システム開発元のスケジュールに合わせて進めることもやむを得ないと判断したものでございます。

次に、スケジュールについてお答えします。

残り１５業務のうち、令和８年度中に１３業務の完了を予定しております。残りました２業務につきましては、令和９年度中の完了を見込んでいるところでございます。

次に、導入後の効果についてです。

標準化の導入によりまして、住民や職員に対して直接的にすぐ目に見える効果が現れるものばかりではございませんが、システムが共通化されることで、これまで制度改正のたびに各システムを個別に改修するために費やしておりました費用や時間が、改修コストの削減と住民サービスへの迅速な展開という形で生かされるものと考えております。

一方で、住民基本台帳システムが刷新され基盤が固まることによりまして、これまで取り組めていなかった付随するサービスや機能の拡充に着手できる環境が整ってまいります。

標準化システムの稼働後となります令和９年度には何らかの取組を前進させていきたいと考えておりまして、とりわけ住民票等のコンビニ交付や窓口受付から基幹システムへのデータ連携による窓口改革につきましては、早期の運用開始を目指して検討を進めていきたいと考えております。

最後に、将来のまちづくりへの意義についてお答えします。

国は、この標準化を通じて地方公共団体の人的、財政的な負担を軽減し、職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務に注力できる環境を整えるとともに、オンライン申請等のデジタル化の基盤を構築することを目指しております。

議員御指摘のとおり、本町のような小規模自治体では人口減少と職員数の減少は避けられない

課題であり、業務の効率化と運用コストの抑制は不可欠でございます。

標準化によって整備されるデジタル基盤はこうした課題への対応にとどまらず、テレワークの普及やライフスタイルの多様化を背景に高まっている関係人口、流動人口、二拠点居住といった新たな人の流れを受け止めるための仕組みづくりにもつながるものと考えております。

オンライン申請やコンビニ交付などのデジタルサービスの充実は、町外から本町に関わる方々にとっても、来庁を不要とする利便性につながり町の魅力の一つとなるものと考えられます。

本町といたしましては、この標準化を単なる国の義務への対応と捉えるのではなく、持続可能な行政運営の基盤と位置づけ、関係部署とも連携しながらデジタルを活用したまちづくりを進めてまいります。それがＤＸ推進計画に掲げますウェルビーイング、すなわち、住民はもとより本町に関わる全ての方々の幸福感の向上を目指す本町の将来像であると考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村　武央君）　長尾忠明議員。

○議員（２番　長尾　忠明君）　御答弁ありがとうございました。

今回の質問で特に伺いたかったところについては、導入後の住民サービスへの効果であります。

この基幹システムの標準化そのものについては、直ちには住民サービスの向上は目に見えないという御答弁。また、それによって経費削減といいますか、これまでたびたび変更していたシステム変更が少なくなって、いわゆる委託料が減って、財政的にもいい影響があるというところについては大変期待したいところでございます。

この基幹システムの標準化によって、より高い、より効果の高いシステム実装が可能というのも理解しておりますが、御答弁にも触れられているように住民サービスの向上の効果を求めるには、ここからはいわゆるデジタル推進課のみではなく各所管課の取組が大変重要であるとの認識を深めました。住民のニーズのみならず、見えないニーズ、町外ですね、都市部であったりとか、そういったところも敏感にアンテナを広げて各所管課での取組を期待したいと思います。

とはいえ、住民サービスの向上の根幹はマイナンバーカードの取得率、利用率の最大化とデジタル・デバイドのさらなる解消への努力が不可欠とも考えております。それらについて引き続いての注力を求めまして、質問を終えさせていただきます。

○議長（中村　武央君）　これをもって、一般質問を終了いたします。

―――――――――――――――・―――――・―――――――――――――――

○議長（中村　武央君）　これより行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　質疑なしと認めます。これをもって行政報告に対する質疑を終了いたし

ます。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第２号「令和７年度平生町一般会計補正予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第３号「令和７年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」から、議案第５号「令和７年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」まで一括で質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第６号「令和７年度平生町下水道事業会計補正予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　質疑なしと認めます。

続きまして、令和８年度予算の質疑を行います。

まず、議案第７号「令和８年度平生町一般会計予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第８号「令和８年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算」から、議案第１１号「令和８年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算」まで一括で質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第１２号「令和８年度平生町下水道事業会計予算」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第１３号「平生町議会議員及び平生町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」から、議案第２１号「平生町営住宅条例の一部を改正する条例」まで一括で質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　質疑なしと認めます。

続きまして、議案第２２号「債権の放棄について」から、議案第２４号「阿多田公園及び名切オリーブファームの一部に係る指定管理者の指定について」まで一括で質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　質疑なしと認めます。

これをもって、提出議案に対する質疑を終了いたします。

ここで、日程の変更についてお諮りをいたします。

一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑が終了しましたので、３月９日の本会議は休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。

したがいまして、本日の議事日程に日程第２９、予算特別委員会の設置、日程第３０、委員会付託を追加いたします。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第２９．予算特別委員会の設置

○議長（中村　武央君）　日程第２９、予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。議案第７号から議案第１２号を審査するため、議長を除く１０名の議員を委員とする予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　御異議なしと認めます。

よって、議案第７号から議案第１２号を審査するため、予算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第５条第４項の規定により、議長において、平岡正一議員、河内山宏充議員、細田留美子議員、岩本ひろ子議員、河藤泰明議員、中川裕之議員、中本敦子議員、中村一幸議員、長尾忠明議員、原真紀議員を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　御異議なしと認めます。よって、ただいまの１０名が予算特別委員会の委員に選任されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を午後２時１５分、１４時１５分といたします。

委員会室で予算特別委員会を開催しますので、委員の方は御移動をよろしくお願いいたします。

午後１時５５分休憩

……

午後２時１５分再開

○議長（中村　武央君）　再開いたします。

ただいま予算特別委員会を開催し、委員長に河内山宏充委員、副委員長に中村一幸委員を互選したとの申出がありましたので、御報告をいたします。

―――――――――――・―――・―――――――――――

日程第３０．委員会付託

○議長（中村　武央君）　日程第３０、お諮りいたします。議案第２号から議案第２４号については、会議規則第３５条第１項の規定により、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会及び予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　御異議なしと認めます。よって、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会及び予算特別委員会に付託することに決しました。

―――――――――――・―――・―――――――――――

○議長（中村　武央君）　本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、３月１８日午前９時から行います。

午後２時１６分散会

―――――――――――――――――――――――――――――――

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

議　　長　　中村　武央

署名議員　　原　　真紀

署名議員　　長尾　忠明

令和８年　第2回（定例）平 生 町 議 会 会 議 録（第２日）

令和８年３月１８日（水曜日）

議事日程（第２号）

令和８年３月１８日　午前９時００分開会

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　議案第２号　令和７年度平生町一般会計補正予算

日程第３　議案第３号　令和７年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算

日程第４　議案第４号　令和７年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算

日程第５　議案第５号　令和７年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

日程第６　議案第６号　令和７年度平生町下水道事業会計補正予算

日程第７　議案第７号　令和８年度平生町一般会計予算

日程第８　議案第８号　令和８年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算

日程第９　議案第９号　令和８年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算

日程第10　議案第１０号　令和８年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算

日程第11　議案第１１号　令和８年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第12　議案第１２号　令和８年度平生町下水道事業会計予算

日程第13　議案第１３号　平生町議会議員及び平生町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

日程第14　議案第１４号　平生町奉仕活動事故見舞金支給条例を廃止する条例

日程第15　議案第１５号　平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第16　議案第１６号　平生町基金条例の一部を改正する条例

日程第17　議案第１７号　平生町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

日程第18　議案第１８号　平生町老人憩の家及び老人作業所設置条例の一部を改正する条例

日程第19　議案第１９号　平生町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第20　議案第２０号　平生町火入れに関する条例の一部を改正する条例

日程第21　議案第２１号　平生町営住宅条例の一部を改正する条例

日程第22　議案第２２号　債権の放棄について

日程第23　議案第２３号　公の施設に係る指定管理者の指定について

日程第24　議案第２４号　阿多田公園及び名切オリーブファームの一部に係る指定管理者の指定について

日程第25　同意第１号　平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第26　諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第27　委員会の閉会中の所管事務等の調査について

本日の会議に付した事件

日程第２　議案第２号　令和７年度平生町一般会計補正予算

日程第３　議案第３号　令和７年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算

日程第４　議案第４号　令和７年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算

日程第５　議案第５号　令和７年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

日程第６　議案第６号　令和７年度平生町下水道事業会計補正予算

日程第７　議案第７号　令和８年度平生町一般会計予算

日程第８　議案第８号　令和８年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算

日程第９　議案第９号　令和８年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計予算

日程第10　議案第１０号　令和８年度平生町介護保険事業勘定特別会計予算

日程第11　議案第１１号　令和８年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第12　議案第１２号　令和８年度平生町下水道事業会計予算

日程第13　議案第１３号　平生町議会議員及び平生町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

日程第14　議案第１４号　平生町奉仕活動事故見舞金支給条例を廃止する条例

日程第15　議案第１５号　平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第16　議案第１６号　平生町基金条例の一部を改正する条例

日程第17　議案第１７号　平生町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

日程第18　議案第１８号　平生町老人憩の家及び老人作業所設置条例の一部を改正する条例

日程第19　議案第１９号　平生町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第20　議案第２０号　平生町火入れに関する条例の一部を改正する条例

日程第21　議案第２１号　平生町営住宅条例の一部を改正する条例

日程第22　議案第２２号　債権の放棄について

日程第23　議案第２３号　公の施設に係る指定管理者の指定について

日程第24　議案第２４号　阿多田公園及び名切オリーブファームの一部に係る指定管理者の指定について

日程第25　同意第１号　平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第26　諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第27　委員会の閉会中の所管事務等の調査について

出席議員（１１名）

１番　原　　真紀さん	２番　長尾　忠明君
３番　中村　一幸君	５番　中本　敦子さん
７番　中川　裕之君	８番　河藤　泰明君
９番　岩本ひろ子さん	10番　河内山宏充君
11番　平岡　正一君	12番　細田留美子さん
13番　中村　武央君	

欠席議員（なし）

欠　　員（１名）

事務局出席職員職氏名

局長　重歳　征二君　　書記　宮地　恵三君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……	浅本　邦裕君	副町長 ……	友田　　隆君
教育長 ……	中本　　稔君	会計管理者 ……	金岡　泰史君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ……			中尾　和正君
地域振興課長 ……	星出　一明君	デジタル推進課長 ……	横田　佳幸君
町民福祉課長 ……	淵上万理子さん	税務課長 ……	三宅　秀昭君
健康保険課長 ……	久保　秀幸君		
産業課長兼農業委員会事務局長 ……			吉岡　博文君
建設課長 ……	伊藤　正晴君	環境政策室長 ……	山本　和也君
学校教育課長 ……	吉本　敏行君	社会教育課長 ……	岡本　治典君
総務課財務班長 ……	山本　順一君		

午前９時００分開議

○議長（中村　武央君）　ただいまの出席議員は１１名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（中村　武央君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１６条の規定により、議長において中村一幸議員、中本敦子議員を指名いたします。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第２．議案第２号

日程第３．議案第３号

日程第４．議案第４号

日程第５．議案第５号

日程第６．議案第６号

日程第７．議案第７号

日程第８．議案第８号

日程第９．議案第９号

日程第１０．議案第１０号

日程第１１．議案第１１号

日程第１２．議案第１２号

日程第１３．議案第１３号

日程第１４．議案第１４号

日程第１５．議案第１５号

日程第１６．議案第１６号

日程第１７．議案第１７号

日程第１８．議案第１８号

日程第１９．議案第１９号

日程第２０．議案第２０号

日程第２１．議案第２１号

日程第２２．議案第２２号

日程第２３．議案第２３号

日程第２４．議案第２４号

○議長（中村　武央君）　日程第２、議案第２号「令和７年度平生町一般会計補正予算」から、日程第２４、議案第２４号「阿多田公園及び名切オリーブファームの一部に係る指定管理者の指定

について」までを、一括議題といたします。３月６日の本会議において、各常任委員会に付託いたしました本件についての審査の経過及び結果報告を求めます。

なお、議案第７号から第１２号までを付託した予算特別委員会の報告は省略することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　御異議なしと認めます。それでは河内山宏充総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（河内山宏充君）　総務厚生常任委員会は３月１２日に委員会を開催し、本会議から付託された議案の審査を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように、補正予算４件、条例７件、事件１件についての議案は、全て全会一致で可決すべきとなりました。

次に、主だった質疑を申し上げます。議案第２号については、民生費の社会福祉総務費、負担金補助及び交付金の地域福祉推進事業補助金が１，４５０万円増額されているが理由は何か。

また、財源不足が生じる中、社会福祉協議会は事業の縮小など考えているのかとの質疑がなされ、社会福祉協議会の会計には、地域福祉部門と介護保険事業などを行う公益事業部門があり、地域福祉部門では毎年財源不足が生じており、その不足分を公益事業部門から繰り入れて事業運営をしてきたが、令和６年度から町の受託事業である地域包括支援センター等の委託先の変更によって収入が減少し、さらに令和７年度において介護保険事業の収益が減少したことで、公益事業部門から地域福祉部門に繰り入れる必要財源が不足することから町に対し補助金の増額要望があった。

町としては、社会福祉協議会が行う地域福祉事業である権利擁護や住民同士の支え合い活動支援などは、本町の地域福祉推進になくてはならないものと考えているため支援することとした。

また、社会福祉協議会に対して事業の見直しの指示もしており、来年度に向けて事業の縮小や廃止する事業などの報告も受けている。来年度は、毎月チェックしていくことで社会福祉協議会と話合いができている旨の回答がありました。

その他の議案については、質疑はありませんでした。いずれの議案についても討論は反対、賛成ともありませんでした。

以上で総務厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（中村　武央君）　続きまして、中村一幸産業文教常任委員長。

○産業文教常任委員長（中村　一幸君）　産業文教常任委員会は３月１３日に委員会を開催し、本会議から付託された議案の審査を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように、補正予算２件、条例２件、事件２件についての議案は、全て全会一致で可決すべきとなりました。

主だった質疑を申し上げます。議案第２０号について、本条例の改正を契機として、町民への火災予防の周知を町としてどう進めていくのかとの質疑がなされ、この条例は森林法に基づく

火入れ許可手続きに関わる中止基準を示したものであるが、町民全体へ向けての火災予防については、防災担当課と協議し検討していきたい旨の回答がありました。

その他の議案については、質疑はありませんでした。いずれの議案についても討論は反対、賛成ともありませんでした。

以上、報告を終わります。

○議長（中村　武央君）　以上で委員長報告を終わります。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　以上で、討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第２号「令和７年度平生町一般会計補正予算」を採決いたします。

議案第２号を両委員会に分割して付託した結果、両委員会とも可決すべきとの報告であります。

議案第２号は委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村　武央君）　起立全員であります。よって、議案第２号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第３号「令和７年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」から議案第５号「令和７年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」までを、一括して採決をいたします。

議案第３号から議案第５号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村　武央君）　起立全員であります。よって、議案第３号から議案第５号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第６号「令和７年度平生町下水道事業会計補正予算」を採決いたします。

議案第６号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村　武央君）　起立全員であります。よって、議案第６号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第７号「令和８年度平生町一般会計予算」を採決いたします。

議案第７号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村　武央君）　起立全員であります。よって、議案第７号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第８号「令和８年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計予算」から、議案第１１号「令和８年度平生町後期高齢者医療事業特別会計予算」までを、一括で採決をいたします。

議案第８号から議案第１１号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村　武央君）　起立全員であります。よって、議案第８号から議案第１１号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第１２号「令和８年度平生町下水道事業会計予算」を、採決いたします。

議案第１２号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村　武央君）　起立全員であります。よって、議案第１２号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第１３号「平生町議会議員及び平生町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」を、採決いたします。

議案第１３号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村　武央君）　起立全員であります。よって、議案第１３号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第１４号「平生町奉仕活動事故見舞金支給条例を廃止する条例」を、採決いたしま

す。

議案第１４号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村　武央君）　起立全員であります。よって、議案第１４号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第１５号「平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を、採決いたします。

議案第１５号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村　武央君）　起立全員であります。よって、議案第１５号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第１６号「平生町基金条例の一部を改正する条例」を、採決いたします。

議案第１６号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村　武央君）　起立全員であります。よって、議案第１６号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第１７号「平生町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」を、採決いたします。

議案第１７号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村　武央君）　起立全員であります。よって、議案第１７号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第１８号「平生町老人憩の家及び老人作業所設置条例の一部を改正する条例」を、採決いたします。

議案第１８号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村　武央君）　起立全員であります。よって、議案第１８号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第１９号「平生町介護保険条例の一部を改正する条例」を、採決いたします。

議案第１９号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村　武央君）　起立全員であります。よって、議案第１９号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２０号「平生町火入れに関する条例の一部を改正する条例」を、採決いたします。

議案第２０号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村　武央君）　起立全員であります。よって、議案第２０号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２１号「平生町営住宅条例の一部を改正する条例」を、採決いたします。

議案第２１号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村　武央君）　起立全員であります。よって、議案第２１号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２２号「債権の放棄について」を、採決いたします。

議案第２２号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村　武央君）　起立全員であります。よって、議案第２２号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２３号「公の施設に係る指定管理者の指定について」を、採決いたします。

議案第２３号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村　武央君）　起立全員であります。よって、議案第２３号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第２４号「阿多田公園及び名切オリーブファームの一部に係る指定管理者の指定について」を、採決いたします。

議案第２４号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村　武央君）　起立全員であります。よって、議案第２４号は委員長の報告のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第２５．同意第１号

○議長（中村　武央君）　日程第２５、同意第１号「平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本　邦裕君）　議員の皆さんおはようございます。

去る３月６日に御提案申し上げました数多くの議案につきまして、本会議並びに特別委員会及び常任委員会で慎重に御審議賜りましたことを、まずもって厚くお礼を申し上げます。

そしてただいまは、予算１１件、条例９件、事件３件の議案につきまして御議決を賜りまして、誠にありがとうございました。

新年度予算におきましては、「子どもの未来につなぐ 安心のまちづくり」をテーマとして総合計画の基本目標を踏まえた予算編成を行いました。

誰もが安心して暮らすことができる持続可能なまちづくりに向けて、地域防災力の向上をはじめ子ども・子育て政策の推進、デジタル化や脱炭素化などの様々な課題に対して、英知を結集して取り組んでまいりますので、議員の皆様方におかれましても、御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本日御提案申し上げますのは人事案件２件でございます。

それでは、同意第１号「平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について」、御説明申し上げます。

市町村長が選任する固定資産評価審査委員会委員は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服申立てを、普通地方公共団体の長から独立した中立的、専門的な立場として審査決定するという重要な任務がございます。

本町の固定資産評価審査委員会委員は３名にお願いしておりますが、このうち、岡村誠士委員の任期が令和８年３月２２日で満了となります。

岡村委員におかれましては、不動産鑑定士として固定資産の評価について学識経験を有しておられ、本町の地域実情にも精通しておられることから令和５年３月２３日から１期３年にわたりお勤めをいただいており、引き続きお力添えをいただきたく、再度、選任いたしたいと存じます。

選任に当たり、地方税法第４２３条第３項の規定によりまして、同意を求めるものでございます。

以上で、同意第１号「平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について」の説明を終わらさせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えを申し上げたいと存じますので、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中村　武央君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については、討論を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　御異議なしと認めます。よって本案については討論を省略することに決しました。

これより、採決に入ります。本案に対し、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村　武央君）　起立全員であります。よって、同意第１号は本案に対し同意することに決しました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第２６．諮問第１号

○議長（中村　武央君）　日程第２６、諮問第１号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本　邦裕君）　ただいまは平生町固定資産評価審査委員会委員の選任について、御同意を賜りましてありがとうございます。

続きまして、諮問第１号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」御説明申し上げます。

人権擁護委員は国民の基本的人権の擁護と全ての権利や自由な人権思想の普及及び高揚に努めるため、法務大臣の委嘱により市区町村に配置されており、人権擁護活動を行っています。

本町の人権擁護委員は４名にお願いしておりますが、このうち、岩沼光裕委員の任期が令和

８年６月３０日で満了となります。

岩沼委員におかれましては、平成２９年から３期９年にわたり人権啓発・人権相談等において御活躍をいただいており、引き続きお力添えをいただきたく、再度推薦いたしたいと存じます。

推薦に当たり人権擁護委員法第６条第３項の規定によりまして、意見を求めるものでございます。

以上で、諮問第１号につきましての説明を終わらさせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えを申し上げたいと存じますので、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中村　武央君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については、討論を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　御異議なしと認めます。よって本案については討論を省略することに決しました。

これより、採決に入ります。諮問第１号は、本案に対し異議のない旨の回答をすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村　武央君）　起立全員であります。よって、諮問第１号は異議のない旨回答することに決しました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第２７．委員会の閉会中の所管事務等の調査について

○議長（中村　武央君）　日程第２７、委員会の閉会中の所管事務等の調査についての件を議題といたします。

会議規則第６７条第１項の規定により、総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の文書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村　武央君）　御異議なしと認めます。したがいまして、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

○議長（中村　武央君）　以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、令和８年第２回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前９時２６分閉会

―――――――――――――――――――――――――――――――――

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

議　　長　　中村　武央

署名議員　　中　村　一　幸

署名議員　　中　本　敦　子